

泊発電所周辺地域原子力防災計画

(退避等措置計画編)

泊発電所原子力防災会議協議会

目 次

第1章 避難等の目的及び基本的考え方	1
第2章 避難等の決定	2
第3章 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況	2
第4章 避難の事前準備等	7
第5章 防護対策の実施	7
第1節 警戒事態発生時の対応	7
1 泊村及び共和町における 施設敷地緊急事態要避難者に係る防護対策	7
第2節 施設敷地緊急事態発生時の対応	8
1 施設敷地緊急事態要避難者の避難等に係る防護対策	8
2 P A Z内の防護対策	13
3 U P Z内の防護対策	13
第3節 緊急事態宣言発出（全面緊急事態）時の対応	14
1 泊村及び共和町におけるP A Z内の住民等の避難に係る防護対策	14
2 U P Z内の防護対策	17
(1) 屋内退避	17
(2) 避難	18
(3) 放射線防護施設又はコンクリート建物への屋内退避又は避難の実施	23

原子力災害時における屋内退避又は避難（以下「避難等」という。）の措置については、「泊発電所周辺地域原子力防災計画（計画編）」第2章第3節（避難収容活動体制の整備）及び第3章第5節（防護対策）に定めるもののほか、この「退避等措置計画編」によるものとする。

第1章 避難等の目的及び基本的考え方

原子力災害が発生し、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合、放射性物質の吸引防止や中性子線及びガンマ線の遮へい、又は、放射性物質又は放射線の放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るため、必要に応じ避難等の防護対策を講ずることを目的とする。

原子力災害に伴う放射線被ばくの形態としては、体外にある放射性物質から受ける外部被ばくと体内に取り込まれた放射性物質から受ける内部被ばくの二つの形態があるが、外部被ばくに関しては、

- (1) 線源から、できるだけ距離を隔てること。
- (2) 放射線を遮へいすること。
- (3) 放射線を浴びる時間を短くすること。

を原則とし、内部被ばくに関しては、放射性物質で汚染された空気や食物等を体内に取り込まないようにすることを基本として、必要な防護対策を講ずるものとする。

泊村、共和町、岩内町及び神恵内村（以下「関係町村」という。）は、避難の実施に当たり周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、屋内退避の検討を行う。

ただし、地震・津波・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。

また、自然災害等により、家屋が損壊等をし屋内退避が困難となった場合には、当該町村内の避難所や気密性の向上等の放射線防護対策の機能を有する施設（以下「放射線防護施設」という。）等で屋内退避をするよう指示するものとする。なお、当該町村内の避難所等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の避難所等の利用について、北海道（以下「道」という。）に調整を要請する。

加えて、感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）第3章第6節に規定する「感染症流行下での原子力災害発生時におけ

る対応方針」に基づき、道及び関係町村は連携して感染症対策を講ずるものとする。

感染症流行下での原子力災害発生時における対応方針 （別添 3）

第 2 章 避難等の決定

関係町村は、原子力災害対策指針（緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）と防護措置）や国の定めるマニュアル等を踏まえ、国又は道から、避難等の緊急事態応急対策について要請又は指示等を受けたとき、又は関係町村の災害対策本部長（以下「本部長」という。）が避難等を要すると独自に判断したときには、緊急事態の区分等に応じ、屋内退避や避難等の防護措置を実施する。

緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて （別添 1）

OIL と防護措置について （別添 2）

第 3 章 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況

泊発電所の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）である泊発電所を中心として、おおむね半径 5 キロメートル圏の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）と、おおむね半径 30 キロメートル圏の緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の状況については、表 1－1、表 1－2、図 1－1、図 1－2 で示すとおりである。

表 1－1

原子力災害対策重点区域の状況：P A Z（泊発電所周辺の方位別、距離別集落表）

令和 6 年12月31日現在

方位 距離(km)	北 西	北北西	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南 東	南南東	南	南南西	南 西	計
1 (0 ～ 1)		渋井 (3)4												(3) 4
2 (1 ～ 2)		(44)87 滝の潤 (92)141						堀 株 (78)125						(241) 396
3 (2 ～ 3)		臼別 (43) 78	茅沼 (81) 144	(132) 191			北電社宅 (14) 21 柏 木 (1) 2 北電社宅(248)398	柏 木 (13) 22 北 電 社 宅 (14) 44 柏 木 (27) 34 宮 丘 (2) 3		共和町(PAZ) (636世帯) 1, 241人				(548) 894
4 (3 ～ 4)		(34) 65	(77) 138			宮 丘 (9)17	宮 丘 (20) 51 ヤチナイ (5) 10	宮 丘 (17) 31 ヤ チ ナ イ (5) 13 リ 中 (1) 1 下 梨 (6) 15	松 里 (35) 67 下 梨 (20) 40					(229) 448
5 (4 ～ 5)		泊 (103) 185				宮 丘 (13)34	宮 丘 (6)12 ヤチナイ (14)46	ヤ チ ナ イ (3) 5 リ 中 (26) 49 発足リヤムナイ (10) 27 下 梨 (5) 18	下 梨 (12) 22 松 里 (9) 14 安 達 (34) 88	下 梨 (7) 17 松 里 (2) 3 安 達 (1) 2				(245) 522
6 (5 ～ 6)		泊村(PAZ) (687世帯) 1, 158人				宮 丘 (2)3	ヤチナイ (20)58	ヤ チ ナ イ (1) 2 発足リヤムナイ(14)30 リ中(14)25 下 梨 野 舞 納 (3) 10						(54) 128
7 (6 ～ 7)							ヤチナイ (3) 7							(3) 7
計		(477) 842	(132) 191			(24) 54	(331) 605	(239) 454	(110) 231	(10) 22				(1, 323) 2, 399

表１－２

原子力災害対策重点区域の状況：UPZ（泊発電所周辺の方位別、距離別集落表）

令和６年12月31日現在

方位 距離(km)	北 西	北北西	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南 東	南南東	南	南南西	南 西	計
6 (5 ～ 6)								発足リヤムナイ(19)41		上梨浜中 (73) 161 上梨太平 (10) 34 あ け 2 (32) 67 あ け 3 (50)100 あ け 4 (81)162 上 梨 (33) 58 あ け 5 (69)136 上 梨 (51)117 老 古 美 (53)121 あ け 1 (79)144 あ け 3 (5) 10 発 美 (189)347				(1,150) 2,132
7 (6 ～ 7)								神水(3)5	大谷地 (3)8	上梨 (1)2 起業社 (8)17 大谷地 (21)48	大浜 (777)1,360 岩内市街 (4,734) 8,143 (207) 371			(5,427) 9,487
8 (7 ～ 8)		盃 (41)84		泊村(UPZ) (155世帯) 262人			発足リヤムナイ (10)14	発足リヤムナイ (7)15	神水 (13)28	神 水 (6) 13 旭 (21) 44 起業社新興(22) 41 前 中 東(16)30 宮 園(19) 35 前 中 西(31)58 睦 (19) 36 前 中 北(11)19 岩 崎 (4) 4 幌 中 (2) 9 神 水 (3) 8 前 中 東 (10) 22	老古美 (18)36 西老古美 (1)3 老古美(3)8 学田(9)23	起業社 (2)7 学田 (2)3	(346) 544 (71) 114	(701) 1,235
9 (8 ～ 9)		(29) 37 (65) 111		総 計 (842世帯) 1,420人				神水 (12)21	幌似 (3)8	岩 崎 (35)75 幌 中 (6)12 幌 似 (10)22 幌 駅 中 (6) 7 岩 崎 (3) 5 大谷地 (1) 5 幌 中 (30)63 中ノ川 (21)47	西老古美 (14) 29 老 古 美 (2) 4 学 田 (6) 9 西老古美 (10) 17	野束 (86)155 敷島内 (26)46		(301) 555
10 (9 ～ 10)		興志内 (20)30						幌似 (15)35	幌似 (15)35	幌 似 (10)22 幌 駅 中 (6) 7 岩 崎 (3) 5 大谷地 (1) 5 幌 中 (30)63 中ノ川 (21)47	西老古美 (2) 2 学 田 (11) 19	(140) 185		(264) 429
11 (10～11)								幌似 (3)5	幌似(21)40 幌 駅 中 (9) 22 清 里 1 (49) 87 清 里 2 (39) 59 清 里 3 (33) 48 清 里 4 (36) 52 清 里 5 (19) 38 御手作場(129)237 中ノ川 (5) 9 幌 中 (2) 4 幌 似 (6) 16 中学前 (5) 6 上中南 (1) 1 幌 駅 中 (2) 3 新 成 (4) 5	西老古美 (2) 2 学 田 (11) 19			(360) 625	
12 (11～12)								新成 (2)3	新成 (3) 5	新 成 (2) 3				(22) 37
13 (12～13)								本村8 (1) 1	本村1 (10) 15 本村2 (12) 21 本村3 (9) 21 本村4 (30) 50 本村5 (23) 40 本村6 (30) 55 本村7 (37) 76 本村8 (14) 16 本村9 (28) 45 住鉱国富(53)101 新成 (11)23	新 成 (2) 3			(259) 466	
14 (13～14)		神恵内 (329)571		神恵内村 (447世帯) 740人				下平 9 号 (7)10 新成 (2)3 セトセ (11)27	下平 9 号 (1)4	下平 9 号 (1)4				(351) 617
15 (14～15)								本村 1 (1) 2 10 号 (6) 12 小沢 7 (45) 69 小沢 1 (5) 8 セトセ (2) 3	共和町(UPZ) (2,136世帯) 4,141人					(58) 92
16 (15～16)		赤石 1 班 (27)38						小沢1(8)17 小沢2(16)32 小 沢 3 (8) 17 小 沢 4 (25) 49 小 沢 6 (25) 36 中 平 (9) 19 西ヤエニシベ (7) 10 西ヤエニシベ (4) 5 東ヤエニシベ (2)7 ワイス (1)2 東ヤエニシベ (1) 2 ワ イ ス (8) 21	総 計 (2,772世帯) 5,382人					(125) 218
17 (16～17)	赤石 2 班 (28)40													(35) 54
18 (17～18)														(9) 23
23 (22～23)	珊内 (30)40													(30) 40
26 (25～26)	川白 (33)51													(33) 51
計	(91) 131	(511) 871					(12) 18	(544) 1,011	(726) 1,385	(854) 1,727	(6,290) 10,758	(97) 160		(9,125) 16,061

図 1 - 1 原子力災害対策重点区域の状況（P A Z）

令和 6 年12月31日現在

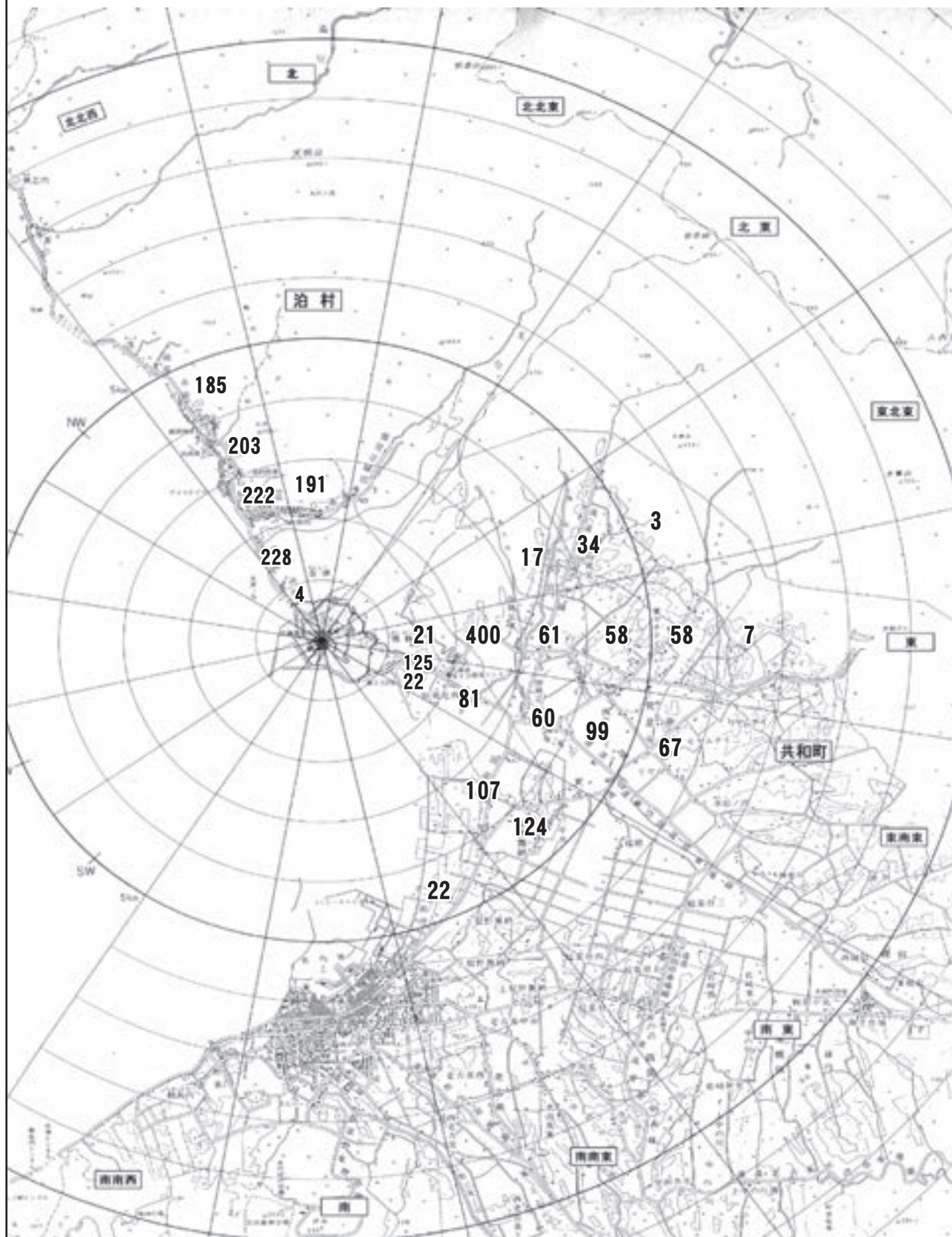
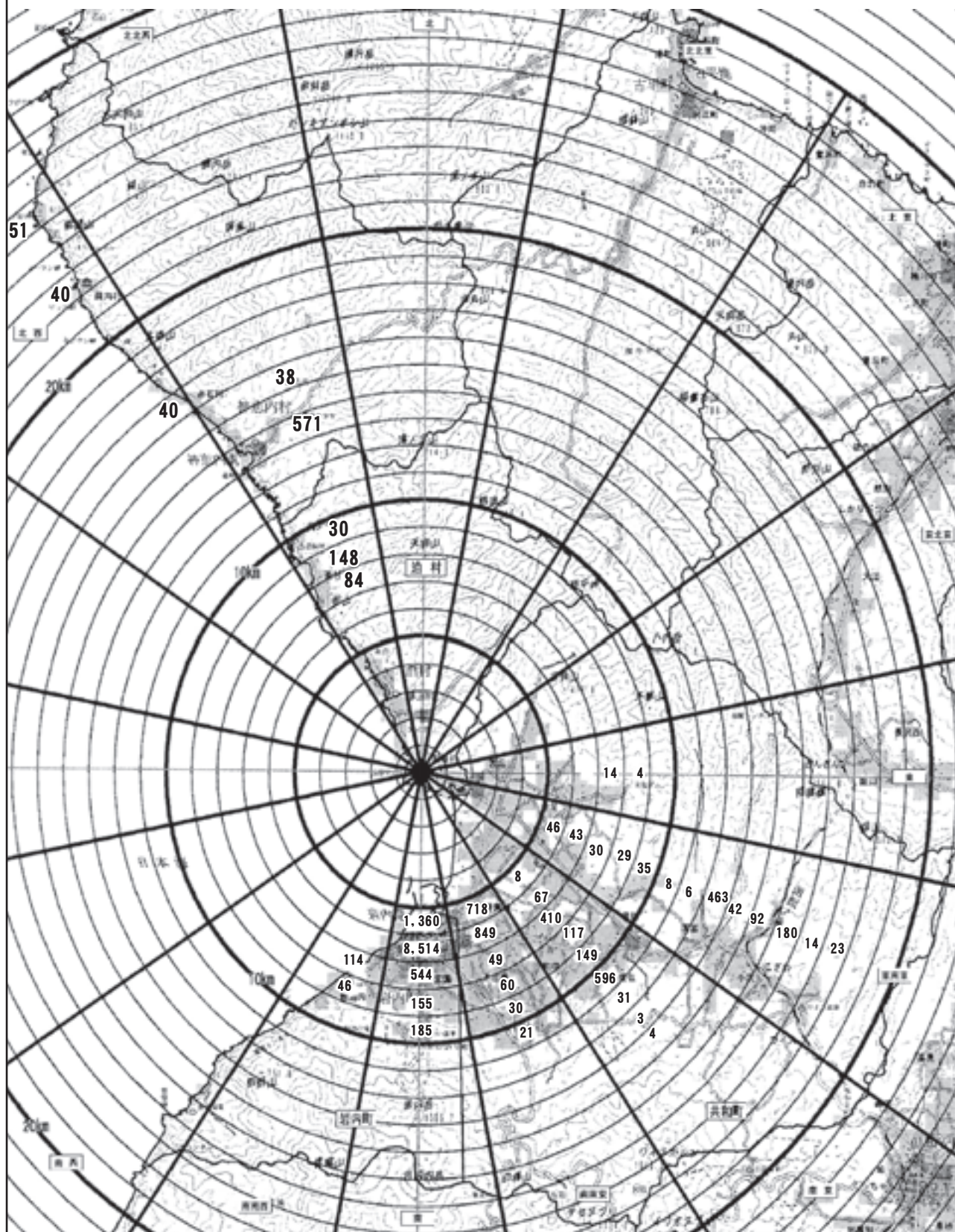


図 1 - 2 原子力災害対策重点区域の状況（U P Z）

令和 6 年12月31日現在



第4章 避難の事前準備等

関係町村は、避難に当たって、バスや防災関係機関の車両、鉄道（以下「バス等」という。）、航空輸送機、船舶、自家用車等のあらゆる避難手段を検討するとともに、住民等に自家用車を使用させる場合には、あらかじめ自家用車による避難予定者を把握するものとする。

また、あらかじめ施設敷地緊急事態要避難者及びUPZ内の要配慮者を把握するとともに、避難における集合場所、避難所、屋内退避施設、避難所責任者、避難誘導責任者を指定するものとし、避難退域時検査及び除染に関しては、あらかじめ道と検討するものとする。

なお、自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定する。

（図2） 基本避難経路一覧

（図3） その他避難経路

第5章 防護対策の実施

第1節 警戒事態発生時の対応

1 泊村及び共和町における施設敷地緊急事態要避難者に係る防護対策

- (1) 原子力災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）は、警戒事態発生時には、国又は道の要請若しくは独自の判断により、連絡体制の確立等の必要な体制をとり、原子力施設の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受入れの準備を依頼する。

また、避難先となる市町村に避難所責任者を派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受入体制に関する調整を図る。

なお、旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所が必要であると認める場合は、知事又は周辺市町村長に一時滞在場所の設置、避難者の受入れを要請し、避難所責任者を速やかに派遣し、受入市町村との連絡及び避難者の保護等に当たらせるものとする。

また、警戒本部長は、必要に応じて、道に一時滞在場所の設置及び運営等に対す

る支援を要請する。

- (2) 警戒本部長は、警戒事態発生により施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備を決定した場合には、施設敷地緊急事態要避難者に対し、次に掲げる事項を防災行政無線等の広報手段を用いて周知するものとする。

ア 警戒事態の概要

イ 講じている対策と今後とるべき措置

ウ 避難の準備を行う施設敷地緊急事態要避難者の地区

エ その他必要と認める事項

- (3) 避難誘導責任者のとるべき措置

避難誘導責任者は、警戒本部から集合場所開設の指示があった場合は、警戒本部より安定ヨウ素剤を受け取り、集合場所へ速やかに移動し、施設敷地緊急事態要避難者の保護・確認を実施できるよう、また、警戒本部との情報伝達手段の確保、安定ヨウ素剤の配布及び被災地住民登録票の授受並びに記載事務が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。

第2節 施設敷地緊急事態発生時の対応

1 施設敷地緊急事態要避難者の避難等に係る防護対策

- (1) 本部長は、施設敷地緊急事態発生時における施設敷地緊急事態要避難者の避難等を決定したときには、防災関係機関にその内容を伝達するとともに協力を要請するものとする。また、施設敷地緊急事態要避難者に対しては、防災行政無線等の広報手段を用いて避難等を指示するとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等に避難受入を要請するほか住民等の避難準備を行うものとする。

- (2) 本部長は、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難等の実施について、次により行うものとする。

ア 自力で避難等できない又は時間を要する施設敷地緊急事態要避難者の避難等に当たっては、避難行動要支援者に係る個別避難計画の活用等により実施する。

イ 避難等の指示があった区域内的施設敷地緊急事態要避難者のうち、病院や社会福祉施設等に在所していることや在宅で介護を受けている等により早期の避難が困難な住民で健康上の理由等から避難よりも一旦屋内退避を優先することが必要な施設敷地緊急事態要避難者（以下「早期避難が困難な施設敷地緊急事態要避難者」という。）については、気密性の向上等の放射線防護施設又はコンクリート建物での屋内退避を行い、国及び道と協議の上、避難先での受入体制を十分整え

た後に早期避難が困難な施設敷地緊急事態要避難者の健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を行うものとする。

ウ バス等による避難を実施する場合には、施設敷地緊急事態要避難者に対して、地区ごとの集合場所に集合するよう指示し、本部の手配したバス等により施設敷地緊急事態要避難者を避難所に輸送する。

エ 自家用車による避難を実施する場合には、施設敷地緊急事態要避難者に対し、消防職（団）員及び警察官等の誘導に従い、決められた避難経路により避難所へ移動するよう指示するものとする。なお、自家用車による避難を指示する場合、自家用車の利用の困難な施設敷地緊急事態要避難者については、集合場所に集合するよう指示し、バス等による避難を実施する。

オ 自然災害等による道路の寸断等により、バス等又は自家用車等による避難等が困難と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、航空輸送や海上輸送等により施設敷地緊急事態要避難者を避難所等に輸送する。

カ 観光客及び事業所の従業員等の一時滞在者の避難については、防災行政無線等の広報手段を用いて情報提供を行うとともに、早期の避難や帰宅を指示することとし、避難や帰宅が困難な場合には、集合場所に集合するよう指示し、バス等による避難などの防護対策を実施する。

(3) 本部長は、バス等による施設敷地緊急事態要避難者の輸送を実施する場合、輸送が円滑に行われるよう、必要な車両等を確保するとともに、必要な車両が確保できない場合には、道に車両等の支援要請を行い、施設敷地緊急事態要避難者の避難用の車両等を確保し、実施するものとする。

(4) 本部長は、施設敷地緊急事態要避難者への安定ヨウ素剤の配布等については、別途定める手順等により行うものとする。

(5) 本部長は、施設敷地緊急事態要避難者に対しては、災害の現況等必要な情報を広報する。また、施設敷地緊急事態要避難者の避難が円滑に実施されるよう、国及び道等と連携を図り、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等に対しては、指示があるまで自主的な避難をしないよう周知し、P A Z外の住民等に対しては、P A Z内に立ち入らないよう指示するとともに、指示があるまで自主的な避難をしないよう周知を徹底し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知するものとする。

(6) 本部長は、施設敷地緊急事態要避難者の避難の確認を消防職（団）員及び警察官等と連携しながら行うものとする。

(7) 本部長は、保育所、幼稚園、学校等施設の管理者や関係町村教育委員会等と連携

し、園児・児童・生徒を迅速かつ安全に避難させるものとする。

- (8) 本部長は、病院等医療機関の管理者と連携し、入院患者、外来患者（歩行困難な者）を迅速かつ安全に避難または他の医療機関へ転院させるものとし、また、避難所での健康管理に十分配慮するものとする。

なお、上記以外の外来患者及び見舞客等については、避難や帰宅を指示することとし、避難や帰宅が困難な場合には、集合場所に集合するよう指示し、バス等による避難などの防護対策を実施する。

- (9) 本部長は、社会福祉施設等の管理者と連携し、入所者、利用者を迅速かつ安全に避難させるものとし、また、避難所での健康管理に十分配慮するものとする。
- (10) 避難に関する施設敷地緊急事態要避難者への指示事項

本部長は、P A Z内の避難を実施するときは、施設敷地緊急事態要避難者に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

ア 本部又は地域会長等の指示を確認してから行動すること。

イ マスク及び外衣を着用すること。

ウ 貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じて必要な物を持ち出すこと。

エ 電気器具のコンセントを抜き、ガス・水道（冬期間）などの元栓を止めること。

オ 消火、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。

カ 自家用車等により避難を実施する場合、交通整理を行っている警察官等の指示に従うこと。

キ 集合場所から避難所まで本部が手配した車両及び船舶等により移動すること。

- (11) 避難誘導責任者のとるべき措置

ア 避難誘導責任者は、集合場所において、地域会長等の協力を得て、施設敷地緊急事態要避難者の保護・確認を行い、本部長が指示した車両及び船舶等に乗車させるものとする。

イ 避難の誘導に当たっては、的確な指示及び誘導を行い、施設敷地緊急事態要避難者の混乱の防止を図るものとする。

ウ 避難誘導責任者等は、早期避難が困難な施設敷地緊急事態要避難者の避難等の誘導に当たっては、本部長の指示により行うものとする。

エ 避難誘導責任者は、施設敷地緊急事態要避難者に対して被災地住民登録票を配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

オ 避難誘導責任者は、別途定める手順等により、安定ヨウ素剤の配布等を行うものとする。

カ 避難誘導責任者は、次の事項を処理するものとする。

(ア) 避難を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。

(イ) 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。

(ウ) 施設敷地緊急事態要避難者に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に施設敷地緊急事態要避難者の不安の払拭に努めるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の要求の把握に努めること。

(エ) 施設敷地緊急事態要避難者の健康状態に十分配慮すること。

(オ) 本部が供給する必要物資は、平等かつ効果的に給付すること。

(カ) 集合場所及び施設敷地緊急事態要避難者の衛生の確保に努めること。

キ 施設敷地緊急事態要避難者の避難の誘導が終了した場合は、施設敷地緊急事態要避難者と避難し、避難所において避難所責任者が実施する救護活動等に協力するものとする。なお、避難中などに本部等より安定ヨウ素剤の服用指示があった場合には、服用不適切者を除き、服用が可能な施設敷地緊急事態要避難者へ服用指示を行うものとする。

(12) 避難所責任者のとるべき措置

ア 避難所責任者は、本部から避難所開設の指示があった場合は、避難所へ速やかに移動し、避難所施設管理者と受入体制に関する調整を図るとともに、施設敷地緊急事態要避難者の保護・確認を実施できるよう、また、本部との情報伝達手段の確保、被災地住民登録票の授受及び記載事務並びに道等が実施する原子力災害医療活動等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。

イ 避難所責任者は、被災地住民登録票を必要な施設敷地緊急事態要避難者に対して配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

ウ 避難所責任者は、次の事項を処理するものとする。

(ア) 避難を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。

(イ) 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。

(ウ) 施設敷地緊急事態要避難者に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に施設敷地緊急事態要避難者の不安の払拭に努めるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の要求の把握に努めること。

(エ) 本部が供給する必要物資は、平等かつ効果的に給付すること。

(オ) 避難所及び施設敷地緊急事態要避難者の衛生の確保に努めること。

(13) 施設敷地緊急事態要避難者の留意事項

ア 集合場所・避難所等において相互に扶助協力するとともに、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するものとする。

イ 道が必要に応じて実施する原子力災害医療活動及び健康調査等が迅速に処理できるよう協力するものとする。

ウ 被災地住民登録票の記載に当たって、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載するものとする。

(14) 避難所の使用が適切ではないと判断した場合の措置

ア 本部長は、避難所の使用が適切ではないと国より指示があったときは、知事又は周辺市町村に対し、避難所の設置、避難者の受入れを要請するものとする。

イ 知事は、本節 1 (14) アの規定による要請を受けた場合、周辺市町村に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第72条第1項の規定に基づき、当該市町村の避難所の設置、避難者の受入れを要請し、指示を実施するものとする。

(15) 避難等の解除がなされたときの措置

ア 避難所責任者は、本部長から避難の解除の指示があった場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。

(ア) テレビ、ラジオ等による災害の情報及び本部からの指示伝達に留意すること。

(イ) 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

(ウ) 避難誘導責任者又は避難所責任者から配布された被災地住民登録票に必要事項を記載し、本部長が指定する日時までに直接又は地域会長等を通じて関係町村に提出すること。

イ 避難誘導責任者は、本部が手配するバス等により、避難の要領に準じて施設敷地緊急事態要避難者を当該地区の集合場所に輸送するとともに、必要に応じて施設敷地緊急事態要避難者の帰宅支援を行うものとする。

ウ 避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い、避難所施設管理者の確認を受けるとともに、本部へ直ちに報告するものとする。

2 P A Z 内の防護対策

- (1) 本部長は、施設敷地緊急事態発生時には、国又は道の要請若しくは独自の判断により、P A Z 内の住民等の避難の準備を行うものとする。
- (2) 本部長は、P A Z 内の住民等の避難の準備を決定した場合には、住民等に対し、次に掲げる事項を防災行政無線等の広報手段を用いて周知するものとする。

ア 事故の概要

イ 災害の現況及び今後の予測

ウ 講じている対策と今後とるべき措置

エ 避難の準備を行う地区

オ その他必要と認める事項

- (3) 避難誘導責任者のとるべき措置

避難誘導責任者は、本部から P A Z 内の住民等の避難の準備に係る指示があった場合は、住民等の保護・確認を実施できるよう、また、本部との情報伝達手段の確保、被災地住民登録票の授受並びに記載事務が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。

なお、泊村及び共和町においては、安定ヨウ素剤の配布に関する準備等について、万全の体制を整えるものとする。

- (4) 本部長は、観光客等に対し、施設敷地緊急事態において自家用車など移動手段がある場合には、予防的に U P Z 外に退避するよう要請するとともに、移動手段がない場合には、滞在する地域の住民に準じた防護措置をとるよう要請するものとする。

この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行う。

3 U P Z 内の防護対策

- (1) 本部長は、施設敷地緊急事態発生時には、国又は道の要請若しくは独自の判断により、U P Z 内の住民等に対し、帰宅や不要不急の外出を控えることを要請するなど、屋内退避の準備を行うものとする。
- (2) 本部長は、U P Z 内の住民等の屋内退避の準備を決定した場合には、住民等に対し、次に掲げる事項を防災行政無線等の広報手段を用いて周知するものとする。

ア 事故の概要

イ 災害の現況及び今後の予測

ウ 講じている対策と今後とるべき措置

エ 屋内退避の準備を行う地区

オ その他必要と認める事項

- (3) 本部長は、観光客等に対し、施設敷地緊急事態において自家用車など移動手段がある場合には、予防的にUPZ外に退避するよう要請するとともに、移動手段がない場合には、滞在する地域の住民に準じた防護措置をとるよう要請するものとする。

この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行う。

第3節 緊急事態宣言発出（全面緊急事態）時の対応

1 泊村及び共和町におけるPAZ内の住民等の避難に係る防護対策

- (1) 本部長は、PAZ内の住民等の避難を決定したときは、防災関係機関にその内容を伝達するとともに協力を要請するものとする。また、PAZ内の住民等に対しては、防災行政無線等の広報手段を用いて避難及び安定ヨウ素剤の服用についての指示をするものとする。また、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ住民等の受入れを要請するものとする。

- (2) 本部長は、住民等に対するPAZ内の避難の措置の実施について、次により行うものとする。

ア バス等による避難を実施する場合には、住民等に対して、地区ごとの集合場所に集合するよう指示し、本部の手配したバス等により住民等を避難所に輸送する。

イ 自家用車による避難を実施する場合には、住民等に対し、消防職（団）員及び警察官等の誘導に従い、決められた避難経路により避難所へ移動するよう指示するものとする。なお、自家用車による避難を指示する場合、自家用車の利用の困難な住民等については、集合場所に集合するよう指示し、バス等による避難を実施する。

ウ 自然災害等による道路の寸断等により、バス等又は自家用車による避難が困難と判断される場合には、住民等に対して消防職（団）員及び警察官等の誘導に従い、地区ごとの集合場所に集合するよう指示し、防災関係機関の協力を得て、航空輸送や海上輸送等により住民等を避難所に輸送する。

- (3) 本部長は、バス等による住民等の輸送を実施する場合、輸送が円滑に行われるよう、必要な車両等を確保するとともに、必要な車両が確保できない場合には、道に車両等の支援要請を行い、住民避難用の車両等を確保し、実施するものとする。

- (4) 本部長は、PAZ内の住民等への安定ヨウ素剤の配布等については、別途定める手順等により行うものとする。

- (5) 本部長は、PAZ内の住民等に対しては、災害の現況等必要な情報を広報する。

また、P A Z内の住民等の避難が円滑に実施されるよう、国及び道等と連携を図り、P A Z外の住民等に対しては、P A Z内に立ち入らないよう指示するとともに、指示があるまで自主的な避難をしないよう周知を徹底し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知するものとする。

(6) 本部長は、P A Z内の住民等の避難の確認を消防職（団）員及び警察官等と連携しながら行うものとする。

(7) 避難に関する住民等への指示事項

本部長は、P A Z内の避難を実施するときは、住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

ア 本部又は地域会長等の指示を確認してから行動すること。

イ マスク及び外衣を着用すること。

ウ 貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じて必要な物を持ち出すこと。

エ 電気器具のコンセントを抜き、ガス・水道（冬期間）などの元栓を止めること。

オ 消火、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。

カ 隣人にも避難の指示を確認すること。

キ 自家用車等により避難を実施する場合、交通整理を行っている警察官等の指示に従うこと。

ク 集合場所から避難所まで本部が手配した車両及び船舶等により移動すること。

(8) 避難誘導責任者のとるべき措置

ア 避難誘導責任者は、集合場所において、地域会長等の協力を得て、住民等の保護・確認を行い、本部長が指示した車両及び船舶等に乗車させるものとする。

イ 避難の誘導に当たっては、的確な指示及び誘導を行い、住民等の混乱の防止を図るものとする。

ウ 避難誘導責任者は、住民等に対して被災地住民登録票を配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

エ 避難誘導責任者は、別途定める手順等により、安定ヨウ素剤の配布等を行うものとする。

オ 避難誘導責任者は、次の事項を処理するものとする。

(7) 避難を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。

- (イ) 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
- (ウ) 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の払拭に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。
- (エ) 本部が供給する必要物資は、平等かつ効果的に給付すること。
- (オ) 集合場所及び住民等の衛生の確保に努めること。

カ 住民等の避難の誘導が終了した場合は、住民等と避難し、避難所において避難所責任者が実施する救護活動等に協力するものとする。

(9) 避難所責任者のとるべき措置

ア 避難所責任者は、本部から住民避難に関する指示があった場合は、避難所施設管理者と受入体制に関する調整を図るとともに、住民等の保護・確認を実施できるよう、また、本部との情報伝達手段の確保、被災地住民登録票の授受及び記載事務並びに道等が実施する原子力災害医療活動等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。

イ 避難所責任者は、被災地住民登録票を必要な住民等に対して配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

ウ 避難所責任者は、次の事項を処理するものとする。

(ア) 避難を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。

- (イ) 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
- (ウ) 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の払拭に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。
- (エ) 本部が供給する必要物資は、平等かつ効果的に給付すること。
- (オ) 避難所及び住民等の衛生の確保に努めること。

(10) 住民等の留意事項

ア 集合場所・避難所において相互に扶助協力するとともに、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するものとする。

イ 道が必要に応じて実施する原子力災害医療活動及び健康調査等が迅速に処理できるよう協力するものとする。

ウ 被災地住民登録票の記載に当たって、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載するものとする。

(11) 避難所の使用が適切ではないと判断した場合の措置

ア 本部長は、避難所の使用が適切ではないと国より指示があったときは、知事又は周辺市町村に対し、避難所の設置、避難者の受入れを要請するものとする。

イ 知事は、本節 1 (11) アの規定による要請を受けた場合、周辺市町村に対し、基本法第72条第 1 項の規定に基づき、当該市町村の避難所の設置、避難者の受入れを要請し、指示を実施するものとする。

(12) 避難の解除がなされたときの措置

ア 避難所責任者は、本部長から避難の解除の指示があった場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。

(ア) テレビ、ラジオ等による災害の情報及び本部からの指示伝達に留意すること。

(イ) 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

(ウ) 避難誘導責任者又は避難所責任者から配布された被災地住民登録票に必要事項を記載し、本部長が指定する日時までに直接又は地域会長等を通じて関係町村に提出すること。

イ 避難誘導責任者は、本部が手配するバス等により、避難の要領に準じて住民等を当該地区の集合場所に輸送するものとする。

ウ 避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い、避難所施設管理者の確認を受けるとともに、本部へ直ちに報告するものとする。

2 U P Z 内の防護対策

(1) 屋内退避

ア 屋内退避の指示等

(ア) 本部長は、屋内退避を決定したときは、防災関係機関にその内容を伝達するとともに協力を要請するものとする。また、防護対策区域内の住民等に対しては、防災行政無線等の広報手段を用いて屋内退避を指示するものとする。

(イ) 本部長は、住民等に対して屋内退避を指示するときは、

a 住民等は、原則として自宅等の屋内にとどまること。

b 外出者は、速やかに帰宅すること。

c 直ちに帰宅が困難な場合は、最寄りの当該町村内の避難所等に退避すること。

d P A Z 内の住民避難が円滑に実施されるよう配慮すること。

を指示するものとする。

(ウ) 本部長は、防災行政無線等の広報手段を用いて、災害の現況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避にかかる留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジ

才等からの情報にも留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努めるものとする。

(イ) 本部長は、防護対策区域外の住民等に対しては、災害の現況等必要な情報を広報するとともに、防護対策区域内に立ち入らないよう指示し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知するものとする。

(オ) 本部長は、保育所、幼稚園、学校等施設の管理者や関係町村教育委員会等と連携し、園児・児童・生徒を迅速かつ安全に屋内退避させるものとする。

イ 屋内退避に関する住民等への指示事項

本部長は、屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

(ア) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。

(イ) すべての空調設備、ファンヒーター等を止め、外気の流入を防止すること。

(ウ) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、テレビ、ラジオ、防災行政無線等による道又は本部からの指示、情報に留意すること。

(イ) 食料品の容器にフタをすること。

なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。

(オ) 帰宅した人は顔や手を洗うこと。

(カ) 電話による問い合わせを控えること。

(キ) 貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じ必要な物を用意すること。

(ク) うわさや憶測に流されず、本部からの指示に従うこと。

ウ 屋内退避の解除がなされたときの措置

本部長は、屋内退避を解除した場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。

(ア) テレビ、ラジオ等による災害の情報及び防災行政無線等による本部からの指示伝達に留意すること。

(イ) 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

(ウ) 本部から直接又は地域会長等を通じて配布される被災地住民登録票に必要事項を記載し、本部長が指定する日時までに直接又は地域会長等を通じて関係町村に提出すること。

(2) 避難

ア 避難の準備

本部長は、原子力緊急事態宣言発出後又は国、道の要請及び独自の判断により、

防護対策区域内における避難の準備を行うものとする。

イ 避難の指示等

- (7) 本部長は、避難を決定したときは、あらかじめ指定された旅館又はホテル等への受入れの準備を依頼するとともに、避難所責任者を速やかに派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受入体制に関する調整を図るものとする。

なお、旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所が必要であると判断した場合は、知事又は周辺市町村長に一時滞在場所の設置、避難者の受入れを要請し、避難所責任者を速やかに派遣し、受入市町村との連絡及び避難者の保護等に当たらせるものとする。

また、本部長は、必要に応じて、道に一時滞在場所の設置及び運営等に対する支援を要請する。

- (イ) 本部長は、避難を決定したときは、防災関係機関にその内容を伝達するとともに協力を要請するものとする。また、防護対策区域内の住民等に対しては、防災行政無線等の広報手段を用いて避難を指示するものとする。

- (ウ) 本部長は、住民等に対する避難の措置の実施について、次により行うものとする。

a 自力で避難できない又は時間を要する要配慮者の避難に当たっては、避難行動要支援者に係る個別避難計画の活用等により実施する。

b 避難等の指示があった区域内の要配慮者のうち、病院や社会福祉施設等に在所していることや在宅で介護を受けている等により早期の避難が困難な住民で健康上の理由等から避難よりも一旦屋内退避を優先することが必要な要配慮者（以下「早期避難が困難な要配慮者」という。）については、放射線防護施設又はコンクリート建物での屋内退避を行い、国及び道と協議の上、避難先での受入体制を十分整えた後に早期避難が困難な要配慮者の健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を行うものとする。

c バス等による避難を実施する場合には、住民等に対して、地区ごとの集合場所に集合するよう指示し、本部の手配したバス等により住民等を避難所に輸送する。

d 自家用車による避難を実施する場合には、住民等に対し、消防職（団）員及び警察官等の誘導に従い、決められた避難経路により避難所へ移動するよう指示するものとする。なお、自家用車による避難を指示する場合、自家用車の利用の困難な住民等については、集合場所に集合するよう指示し、バス等による避難を実施する。

- e 自然災害等による道路の寸断等により、バス等又は自家用車による避難が困難と判断される場合には、住民等に対して消防職（団）員及び警察官等の誘導に従い、地区ごとの集合場所に集合するよう指示し、防災関係機関の協力を得て、航空輸送や海上輸送等により住民等を避難所に輸送する。
 - f 観光客及び事業所の従業員等の一時滞在者の避難については、防災行政無線等の広報手段を用いて情報提供を行うとともに、早期の避難を指示することとし、避難が困難な場合には、集合場所に集合するよう指示し、バス等による避難を実施する。
- (イ) 本部長は、バス等による住民等の輸送を実施する場合、輸送が円滑に行われるよう、必要な車両等を確保するとともに、必要な車両が確保できない場合には、道に車両等の支援要請を行い、住民避難用の車両等を確保し、実施するものとする。
 - (ロ) 本部長は、避難等の際に国又は道の指示若しくは独自の判断により、安定ヨウ素剤の配布等を決定した場合には、配布等を行うものとする。
 - (カ) 本部長は、避難をする住民等に対し、原子力災害対策重点区域の境界周辺等において、避難退域時検査を受けるよう周知するものとする。
 - (キ) 本部長は、甲状腺被ばく線量モニタリング対象者に対して、避難所等において、甲状腺被ばく線量モニタリングを受けるよう周知するものとする。
- (注) 甲状腺被ばく線量モニタリング対象者
- 「甲状腺被ばく線量モニタリング対象者」とは、O I Lに基づく避難等を指示された地域に居住する住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）であって19歳未満の者、妊婦及び授乳婦を基本とする。
- (ク) 本部長は、避難の措置を実施するに当たって、自力で避難できない要配慮者の救出に特に留意するものとする。
 - (ケ) 本部長は、防護対策区域内の住民等に対しては、災害の現況等必要な情報を広報する。また、防護対策区域内の住民等の避難が円滑に実施されるよう、国及び道等と連携を図り、防護対策区域外の住民等に対しては、防護対策区域内に立ち入らないよう指示するとともに、指示があるまで自主的な避難をしないよう周知を徹底し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知するものとする。
 - (コ) 本部長は、住民等の避難の確認を消防職（団）員及び警察官等と連携しながら行うものとする。
 - (サ) 本部長は、保育所、幼稚園、学校等施設の管理者や関係町村教育委員会等と

連携し、園児・児童・生徒を迅速かつ安全に避難させるものとする。

(シ) 本部長は、病院等医療機関の管理者と連携し、入院患者、外来患者、見舞客等を迅速かつ安全に避難または他の医療機関へ転院させるものとし、また、避難所での健康管理に十分配慮するものとする。

(ス) 本部長は、社会福祉施設等の管理者と連携し、入所者、利用者を迅速かつ安全に避難させるものとし、また、避難所での健康管理に十分配慮するものとする。

ウ 避難に関する住民等への指示事項

本部長は、避難を実施するときは、住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

(ア) 本部又は地域会長等の指示を確認してから行動すること。

(イ) マスク及び外衣を着用すること。

(ウ) 貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じて必要な物を持ち出すこと。

(エ) 電気器具のコンセントを抜き、ガス・水道（冬期間）などの元栓を止めること。

(オ) 消火、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。

(カ) 隣人にも避難の指示を確認すること。

(キ) 自家用車等により避難を実施する場合、交通整理を行っている警察官等の指示に従うこと。

(ク) 集合場所から避難所まで本部が手配した車両及び船舶等により移動すること。

エ 避難誘導責任者のとるべき措置

(ア) 避難誘導責任者は、本部から集合場所開設の指示があった場合は、集合場所へ速やかに移動し、住民等の保護・確認を実施できるよう、また、本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民登録票の授受並びに記載事務が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。

(イ) 避難誘導責任者は、集合場所において、地域会長等の協力を得て、住民等の保護・確認を行い、本部長が指示した車両及び船舶等に乗車させるものとする。

(ウ) 避難の誘導に当たっては、的確な指示及び誘導を行い、住民等の混乱の防止を図るものとする。

(エ) 避難誘導責任者等は、早期避難が困難な要配慮者の避難等の誘導に当たっては、本部長の指示により行うものとする。

(オ) 避難は、要配慮者を優先的に避難させるものとする。

(カ) 避難誘導責任者は、住民等に対して被災地住民登録票を配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当

該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

(キ) 避難誘導責任者は、本部等からの指示により、安定ヨウ素剤の配布等を行うものとする。

(ク) 避難誘導責任者は、本部等からの指示により、避難退域時検査を受けるものとする。

(ケ) 避難誘導責任者は、次の事項を処理するものとする。

a 避難を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。

b 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。

c 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の払拭に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。

d 要配慮者の健康状態に十分配慮すること。

e 本部が供給する必要物資は、平等かつ効果的に給付すること。

f 集合場所及び住民等の衛生の確保に努めること。

(コ) 住民等の避難の誘導が終了した場合は、住民等と避難し、避難所において避難所責任者が実施する救護活動等に協力するものとする。

オ 避難所責任者のとるべき措置

(ア) 避難所責任者は、本部から避難所開設の指示があった場合は、避難所へ速やかに移動し、避難所施設管理者と受入体制に関する調整を図るとともに、住民等の保護・確認を実施できるよう、また、本部との情報伝達手段の確保、被災地住民登録票の授受及び記載事務並びに道等が実施する原子力災害医療活動等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。

(イ) 避難所責任者は、被災地住民登録票を必要な住民に対して配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

(ウ) 避難所責任者は、次の事項を処理するものとする。

a 避難を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。

b 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。

c 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の

不安の払拭に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。

d 本部が供給する必要物資は、平等かつ効果的に給付すること。

e 避難所及び住民等の衛生の確保に努めること。

カ 住民等の留意事項

(7) 集合場所・避難所において相互に扶助協力するとともに、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するものとする。

(イ) 道が必要に応じて実施する原子力災害医療活動及び健康調査等が迅速に処理できるよう協力するものとする。

(ウ) 被災地住民登録票の記載に当たって、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載するものとする。

キ 避難所の使用が適切ではないと判断した場合の措置

(7) 本部長は、避難所の使用が適切ではないと国より指示があったときは、知事又は周辺市町村に対し、避難所の設置、避難者の受入れを要請するものとする。

(イ) 知事は、本節2(2)キ(7)の規定による要請を受けた場合、周辺市町村長に対し、基本法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村の避難所の設置、避難者の受入れを要請し、指示を実施するものとする。

ク 避難の解除がなされたときの措置

(7) 避難所責任者は、本部長から避難の解除の指示があった場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。

a テレビ、ラジオ等による災害の情報及び本部からの指示伝達に留意すること。

b 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

c 避難誘導責任者又は避難所責任者から配布された被災地住民登録票に必要な事項を記載し、本部長が指定する日時までに直接又は地域会長等を通じて関係町村に提出すること。

(イ) 避難誘導責任者は、本部が手配するバス等により、避難の要領に準じて住民等を当該地区の集合場所に輸送するとともに、必要に応じて要配慮者の帰宅支援を行うものとする。

(ウ) 避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い、避難所施設管理者の確認を受けるとともに、本部へ直ちに報告するものとする。

(3) 放射線防護施設又はコンクリート建物への屋内退避又は避難の実施

放射線防護施設又はコンクリート建物への屋内退避又は避難については、表4-1-1・表4-1-2・表4-2を参考とし実施するものとする。

表 4-1-1 避難に関する資料 (PAZ)

(泊 村)

位 置	集 落 名	世 帯 人 口				コングリート建物等屋内退避※1			避 難									
		世 帯 数	総 数	再 人			退 避 場 所 (退避集場所)			集 台 場		避 難 所		広域避難 所				
				0 歳 以下	6 歳 以上 18 歳 未満	妊 産 婦	外国人	避難行 動要支 援 者	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	名 称	所 在 地		収 容 能 力 (人)	避 難 方 法		
北北西	1	3	4	0	0	0	0	0		渋井地区 集会所	渋井132	150	バス 1 台	別紙図 2 による	札幌市 南区	収 容 能 力 (人)	避 難 方 法	国 が 決 定 し た 避 難 先 市 町 村 の 避 難 所
	2	11	17	0	2	0	0	0										
東南東	2	78	125	5	7	3	0	1		堀株地区 集会所	堀株村35 番地の1	250	バス 4 台	同上	札幌市 南区		バス等	
北北西	2	33	70	2	16	2	0	0	○ 泊中学校 茅沼村字 南坂の上 6-3	泊中学校	茅沼村字 南坂の上 6-3	2, 764	バス 5 台	同上	札幌市 南区		バス等	
		92	141	8	15	2	1	1										
北	3	10	29	1	6	0	0	0		泊 村 総合福祉 センター	茅 沼 村 500-2	901	バス 4 台	同上	札幌市 南区		バス等	
		51	91	3	3	0	8	1										

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。
備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。

(泊 村)

位 置		集 落 名	世 帯 人 口				コングリート建物等屋内退避※1			避 難											
			世 帯 数	総 数	再 人 口			退 避 場 所 (退避集合同所)			集 合 場 所		避 難 所								
					0 ～ 5 歳	6 ～ 18 歳	妊 産 婦	外 国 人	掲 げ	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避 難 方 法	避 難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避 難 方 法
北	3	茅 沼 (老人ホ ームむ つみ荘 入荘者)	71	71	0	0	0	0	0	○ 老 人 ホ ー ム む つ み 荘	茅 沼 村 711	170	老 人 ホ ー ム む つ み 荘	茅 沼 村 711	187	バス 3 台	別紙図2 による	黒松内町		バス等	国 が 決 定 し た 避 難 先 市 町 村 の 避 難 所
			33	54	0	4	0	0	1											バス等	
			42	79	0	8	0	0	1					茅沼地区 集会所	茅 沼 村 672-2	322	バス 5 台	同上	札幌市 南区		
北北西	3	茅 沼 (10地域)	3	3	0	0	0	0	0											避 難 所	
			3	8	0	3	0	0	0					泊 公 民 館	茅 沼 村 172-7	744	バス 3 台	同上	札幌市 南区		
北北西	3	白 別 (山の上 の 地 域)	43	78	1	5	0	0	1												

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。
備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。

(泊 村)

位 置	方 位	集 落 名	世 帯 人 口				コングリート建物等屋内退避※1			退 避 場 所			集 台 場 所			避難			避難	
			世 帯 数	総 数	再 掲	口 掲	口 掲	0 歳 以下	6 歳 以上 18 歳 未満	妊 産 婦	外国人	避難行動要支援者	名	所在地	収 容 能 力 (人)	避難方法	避難経路	名 称	所在地	収 容 能 力 (人)
北北西	4	白 別 (山の下の地域)	33	64	4	6	0	1	0	0	0	0			210	バス 2 台	別紙図 2 による		札幌市 南区	
		泊 (1 地域)	20	34	0	1	0	0	0	0	0	0			861	バス 2 台	同 上		札幌市 南区	
		白 別 (9 地域)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0								
北北西	4	泊 (2 地域)	40	76	3	3	0	2	0	0	0	0			500	バス 3 台	同 上		札幌市 南区	
		泊 (3 地域)	17	28	1	2	0	0	0	0	0	0								
		泊 (照 岸 地域)	61	112	9	3	1	0	1	0	0	0			208	バス 7 台	同 上		札幌市 南区	
北北西	5	泊 (照 岸 地域)	42	73	0	13	0	0	0	0	0	0								
			687	1,158	37	97	8	12	7				170		7,097	39 台				
		計																		

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。
備考：世帯人口及び収容能力については、令和 6 年 12 月 31 日現在のものである。

表 4-1-1 避難に関する資料 (PAZ)

(共和町)

位 置		世 帯 人 口										コングリート建物等屋内退避※1			避 難 所					
		世 帯 数		総 数		再 入		口 掲		退 避 場 所 (退避集合同所)			集 合 場 所		避 難 所		広域避難			
0 ～ 5 歳	6 ～ 18 歳					妊 産 婦	外 国 人	避難行 動要支 援 者	名 称	所 在 地	収 容 力 (人)	名 称	所 在 地	収 容 力 (人)	避 難 方 法	避 難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 力 (人)	避 難 方 法
東	2	14	21	2	0	0	0	0	0	0										国 が 決 定 し た 避 難 先 市 町 村 の 避 難 所 バス等
東南東	3	14	44	11	4	5	0	0	0	0										
東	3	248	398	45	33	14	0	0	0	0										
小 計 (北電社宅会)		276	463	58	37	19	0	0	0	0										
東南東	2	13	22	0	4	0	0	0	0	1										
東	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0										
東南東	3	27	34	0	2	0	0	1	3	0										
小 計 (柏 木)		41	58	0	6	0	0	1	4	0										
東	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
東南東	3	2	3	0	0	0	0	0	0	1										
東	4	20	51	1	6	0	0	0	3	0										
東南東	4	3	9	0	1	0	0	0	0	0										
東北東	4	4	5	0	0	0	0	0	0	0										
東北東	4	5	12	0	1	0	0	0	0	0										
東南東	4	14	22	0	1	0	0	0	3	0										

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。
備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものです。

位 置	世 帯 人 口				コングリート建物等屋内退避※1			集 台 場 所			避難		
	方 位	集 落 名	世 帯 数	人			退 避 場 所 (退避集台場所)	退 避 場 所 (退避集台場所)	退 避 場 所 (退避集台場所)	退 避 場 所 (退避集台場所)	退 避 場 所 (退避集台場所)	退 避 場 所 (退避集台場所)	退 避 場 所 (退避集台場所)
				総 数	0 ～ 5 歳	6 ～ 18 歳	妊 産 婦	外 国 人	避難行 動要支 援 者				
東	5	宮 丘 (旧 二)	6	12	2	1	0	3	0				
東北東	5	宮 丘 (旧 二)	13	34	2	3	1	0	0				
東北東	6	宮 丘 (旧 二)	2	3	0	0	0	0	2				
小 計 (宮 丘)			69	151	5	13	1	3	9				
東	4	ヤチナイ	5	10	0	0	0	0	2				
東南東	4	ヤチナイ	5	13	0	4	0	0	0				
東	5	ヤチナイ	14	46	1	8	1	0	2				
東南東	5	ヤチナイ	3	5	0	1	0	0	1				
東	6	ヤチナイ	20	58	1	2	0	0	1				
東南東	6	ヤチナイ	1	2	0	0	0	0	0				
東	7	ヤチナイ	3	7	0	0	0	0	0				
小 計 (ヤチナイ)			51	141	2	15	1	0	6				
東南東	4	リ 中	1	1	0	0	0	0	0				
東南東	5	リ 中	26	49	0	7	0	2	3				
東南東	6	リ 中	14	25	0	3	0	0	2				
小 計 (リ 中)			41	75	0	10	0	2	5				

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。

備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。

(共 和 町)

位 置		集 落 名	世 帯 人 口				コングリート建物等屋内退避※1			退 避 場 所				集 合 場 所				避難 所				広域避難
			世 帯 数	総 数	0 ～ 5 歳	6 ～ 18 歳	妊 産 婦	外国人 避難者	退 避 場 所 (退避集合同所)	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	集 名	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	
東南東	4	下梨野舞納	6	15	0	2	0	0	0												国 が 決 定 し た 退 避 先 市 町 村 の 退 避 所 バス等	
南 東	4	下梨野舞納	20	40	0	2	0	0	1													
南南東	4	下梨野舞納	0	0	0	0	0	0	0													
東南東	5	下梨野舞納	5	18	1	0	0	0	0													
南 東	5	下梨野舞納	12	22	0	0	0	0	1													
南南東	5	下梨野舞納	7	17	0	3	0	0	0													
東南東	6	下梨野舞納	3	10	0	1	0	0	0													
小 計 (下梨野舞納)			53	122	1	8	0	0	2													
南 東	4	松 里	35	67	4	7	0	0	1													
南 東	5	松 里	9	14	0	0	0	0	0													
南南東	5	松 里	2	3	0	0	0	0	0													
小 計 (松 里)			46	84	4	7	0	0	1													
南 東	5	安 達	34	88	0	7	0	0	4													
南南東	5	安 達	1	2	0	0	0	0	0													
小 計 (安 達)			35	90	0	7	0	0	4													
東南東	5	発足リヤム ナイ(リ1)	10	27	4	3	1	1	0													
東南東	6	発足リヤム ナイ(リ1)	14	30	1	2	0	0	0													
小 計 (発足リヤムナイ)			24	57	5	5	1	1	0													
計			636	1,241	75	108	22	7	31													
泊村・共和町 (合計)			1,323	2,399	112	205	30	19	38													

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。

備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。

表 4-1-2 放射線防護施設又はコンクリート建物への屋内退避及び避難に関する資料（UPZ）（泊 村）

位 置		世 帯 人 口										コンクリート建物等屋内退避※1				避 難					
方 位	距 離 番 号	集 落 名	世 帯 数	再 入				総 数	退 避 場 所 (退避集合場所)			集 合 場 所			避 難 所			広域避難 所			
				0 歳 以下	6 歳 以上 18 歳 未満	妊 産 婦	外 国 人		掲 掲	名 称	所 在 地	収 容 力 (人)	名 称	所 在 地	収 容 力 (人)	避 難 経 路	名 称		所 在 地	収 容 力 (人)	
北北西	8	益 (5地域)	22	46	5	6	1	0	0	〇 小 学 校	益 村 134-1	1, 106	泊小学校	益 村 134-1	1, 106	バス 4台	別紙図2 による	札幌市 南区	バス等	国 が 決 定 し た 避 難 先 市 町 村 の 避 難 所	
			19	38	0	7	0	0	0												0
		29	37	0	0	0	0	1	1												
北北西	9	興 志 内 (7地域)	47	75	0	3	0	0	0	益 地 区 集 会 所	興志内村 1-2	224	興志内村 1-2	224	バス 5台	同 上	札幌市 南区	バス等	国 が 決 定 し た 避 難 先 市 町 村 の 避 難 所		
			18	36	1	1	0	0	0											0	
		11	16	0	0	0	0	0	0											0	
北北西	10	興 志 内 (8地域)	9	14	0	2	0	0	1	益 地 区 集 会 所	興志内村 1-2	224	興志内村 1-2	224	バス 5台	同 上	札幌市 南区	バス等	国 が 決 定 し た 避 難 先 市 町 村 の 避 難 所		
			155	262	6	19	1	0	2											2	
		842	1,420	43	116	9	12	9	9												
全 村 合 計 (累 計)																					

※1：放射線防護施設又はコンクリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。
備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。

表 4-1-2

放射線防護施設又はコンクリート建物への屋内退避及び避難に関する資料（UPZ）

（共和町）

位 置		世 帯 人 口										コングリート建物等屋内退避※1			避 難																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		世 帯 数	総 数	再 入				退 避 場 所 (退避集合同所)		集 合 場 所	避 難																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
方 位	距 離 番 号			集 落 名	0 ～ 5 歳	6 ～ 18 歳	妊 産 婦	外 国 人	退 避 行 動 要 援 者		名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避 難 方 法	避 難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避 難 方 法	広域避難 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		東 南 東	6							発足リヤム ナイ(1)2)														18	40	3	4	0	0	1	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1	0	1	2	0	発足リヤム ナイ(1)2)	7	15	1

※1：放射線防護施設又はコンクリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。

備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。 ※コンクリート屋内退避の集合同所は、避難の集合同所と同じ。

位 置		世 帯 人 口				コングリート建物等屋内退避※1			集 合 場 所			退 避 所		難 所		広域避難		
		世 帯 数	総 数	再 入 口 掲 示			退 避 場 所 (退避集合場所)			集 名	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避 難 方 法	避 難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避 難 方 法
0 歳 代	6 歳 代			妊 産 婦	外 国 人	避難行 動要支 援 者	名	所 在 地	収 容 能 力 (人)									
	集 落 名																	
	距 離 番 号																	
東南東	6	神 水 (神恵川)	3	5	0	0	0	0	0	0								
東南東	7	神 水 (神恵川・水松沢)	13	28	0	0	0	0	0	3								
南 東	8	神 水 (水松沢)	6	13	0	3	0	0	0	1								
東南東	8	神 水 (神恵川)	12	28	0	4	0	0	0	0	共 和 幌 似	1,923						
東南東	9	神 水 (神恵川・水松沢)	12	21	1	2	0	0	0	1								
南 東	9	神 水 (神恵川)	3	8	0	0	0	0	0	0	幌 似 構 造 改 善 センター	96						
小 計 (神 水)			49	103	1	9	0	0	0	5								
南 東	6	大 谷 地	3	8	0	0	0	0	0	0								
南 東	7	大 谷 地	21	48	3	1	0	0	0	0								
東南東	8	大 谷 地	1	2	0	0	0	0	0	0								
南 東	8	大 谷 地	28	63	4	8	2	0	0	3	中央幼児 センター 前 田	788						
南 東	10	大 谷 地	1	5	1	2	0	0	0	0								
小 計 (大 谷 地)			54	126	8	11	2	0	0	3								

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。

備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。 ※コングリート屋内退避の集合場所は、避難の集合場所と同じ。

(共 和 町)

位 置		世 帯 人 口					コングリート建物等屋内退避※1			避 難					
		世 帯 数	総 数	再 掲			退 避 場 所 (退避集合同所)		集 合 場 所	避 難		所 在 地	収 容 能 力 (人)	広域避難 所	
0 歳 以下	6 歳 ～ 18 歳			妊 産 婦	外 国 人	避難行 動要支 援者	名 称	所 在 地		収 容 能 力 (人)	名 称				避 難 経 路
南南東	7	189	347	7	31	0	0	12							国 が 決 定 し た 避 難 先 市 町 村 の 避 難 所 バス等
南南東	7	79	144	4	10	2	0	8							
南南東	6	32	67	3	8	0	0	1	西 小 学 校	梨野舞納	1,205	西 小 学 校	梨野舞納	1,205	
南南東	7	35	86	8	12	3	0	1							
小 計(あげぼの2)		67	153	11	20	3	0	2							
南 東	7	8	17	0	0	0	0	0							
南南東	7	9	15	0	2	0	0	1							
南 東	8	26	58	0	2	0	0	2							
南南東	8	2	7	0	2	0	0	0	中央幼児 センター	前 田	788	中央幼児 センター	前 田	788	
小 計(起 業 社)		45	97	0	6	0	0	3							
南南東	7	5	9	0	0	0	0	2							
南 東	8	22	41	3	2	1	0	1							
小 計(起業社新興)		27	50	3	2	1	0	3							
南南東	7	6	14	1	4	0	0	3	東 陽 小 学 校	国 富	1,578	老 古 美 会 館	老 古 美	84	
南南東	7	47	107	6	10	3	0	1	西 小 学 校	梨野舞納	1,205	西 小 学 校	梨野舞納	1,205	
南南東	8	18	36	0	1	0	0	3							
南南東	9	3	8	1	0	0	0	0	東 陽 小 学 校	国 富	1,578	老 古 美 会 館	老 古 美	84	
南南東	10	2	4	0	0	0	0	2							
小 計(老 古 美)		76	169	8	15	3	0	9							

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。

備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものとする。

※コングリート屋内退避の集合場所は、避難の集合場所と同じ。

位 置		集 落 名	世 帯 人 口				コングリート建物等屋内退避※1			避 難											
			世 帯 数	総 数	再 60歳以上18歳以下			退 避 場 所 (退避集会所)		集 合 場 所	避 難 所										
方 位	距 離 番 号							妊 産 婦	外 国 人	避難行動要支援者	収 容 能 力 (人)	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難方法	避難経路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難方法	広域避難所
南 東	8	岩 崎	4	4	0	0	0	0	0	2	788	中央幼児センター	前 田	788	バス等	別紙図2による			255	バス等	国 が 決 定 し た 避 難 先 市 町 村 の 避 難 所
南 東	9	岩 崎	35	75	1	8	1	1	1												
南 東	10	岩 崎	3	5	0	0	0	0	1												
小 計 (岩 崎)			42	84	1	8	1	1	4												
南 東	8	前 中 東	16	30	1	2	1	0	2												
南 東	9	前 中 東	10	22	1	3	0	0	0												
小 計 (前 中 東)			26	52	2	5	1	0	2												
南 東	8	前 中 西	31	58	0	5	0	0	4												
南 東	8	前 中 北	11	19	0	5	0	0	1												
南 東	8	睦	19	36	0	1	0	0	2												
南 東	8	旭	21	44	4	7	1	0	1												
南 東	8	宮 園	19	35	2	0	0	0	0												
南 東	8	幌 中	2	9	0	0	0	0	0												
南 東	9	幌 中	6	12	0	2	0	0	3												
南 東	10	幌 中	30	63	3	6	0	1	5	286	かかし古里館	南 幌 似	286								
南 東	11	幌 中	2	4	0	0	0	0	0												
小 計 (幌 中)			40	88	3	8	0	1	8												

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。

備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。

※コングリート屋内退避の集合場所は、避難の集合場所と同じ。

(共 和 町)

位 置		世 帯 人 口				コングリート建物等屋内退避※1			避 難														
		世 帯 数	総 数	再 掲			退 避 場 所 (退避集場所)			集 合 場 所			避 難										
方 位	距 離 番 号			0 ～ 5 歳	6 ～ 18 歳	妊 産 婦	外 国 人	避難行 動要支 援 者	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	広域避難 避難 方 法	避難 所		
南南東	8	学 田	2	3	0	0	0	0	0	0	0		中央幼児 センター	前 田	788								国 が 決 定 し た 避 難 先 市 町 村 の 避 難 所 バ ス 等 別紙図2 による 留寿都村・ 洞爺湖温泉 バ ス 等
南南東	9	学 田	5	8	0	1	0	0	1														
南南東	9	学 田	4	15	0	5	0	0	0	0	0	788	中央幼児 センター	前 田	65								
南南東	10	学 田	6	9	0	0	0	0	0	0	0		学田会館	前 田									
南南東	11	学 田	11	19	0	2	0	0	1														
小 計 (学 田)			28	54	0	8	0	0	2														
南南東	8	西老古美	1	3	0	0	0	0	0	0	0												
南南東	9	西老古美	14	29	0	1	0	0	1														
南南東	10	西老古美	10	17	0	0	0	0	0	0	0	1,578	東 陽 小 学 校	国 富	76								
南南東	11	西老古美	2	2	0	0	0	0	0	0	0		西老古美 会 館	老 古 美									
小 計 (西 老 古 美)			27	51	0	1	0	0	1														
東南東	9	幌 似	3	8	0	0	0	0	1														
東南東	10	幌 似	12	30	0	5	0	0	1														
東南東	10	幌 似	3	5	0	0	0	0	0	0	0		生涯学習 センター	南 幌 似	1,585								
南 東	10	幌 似	10	22	0	1	0	0	2				生涯学習 センター	南 幌 似	1,585								
東南東	11	幌 似	3	5	0	0	0	0	1				幌似構造改 善センター	幌 似	96								
南 東	11	幌 似	21	40	0	4	0	0	0	0	0												
南 東	12	幌 似	6	16	2	2	0	0	0	0	0		生涯学習 センター	南 幌 似	1,585								
小 計 (幌 似)			58	126	2	12	0	0	5														

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。

備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものとする。 ※コングリート屋内退避の集場所は、避難の集場所と同じ。

位 置		世 帯 人 口									コングリート建物等屋内退避※1					避 難							
		世 帯 数		総 数		再 入				退 避 場 所 (退避集合同所)			集 合 場 所			避 難		避 難 所					
方 位	距 離 番 号					集 落 名	0 ～ 5 歳	6 ～ 18 歳	妊 産 婦	外 国 人	掲 示	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避 難 経 路	避 難 名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	広域避難 避 難 方 法	避 難 所
南 東	10	中 ノ 川		21	47	0	4	0	0	3		かかし 古里館	南幌似	286									
南 東	11	中 ノ 川		5	9	0	0	0	0	0					286								
小 計 (中 ノ 川)				26	56	0	4	0	0	3													
南 東	10	幌 駅 中		6	7	0	0	0	0	1													
南 東	11	幌 駅 中		9	22	1	5	0	0	3													
南 東	12	幌 駅 中		2	3	0	0	0	0	0													
小 計 (幌 駅 中)				17	32	1	5	0	0	4													
南 東	11	清 里 1		49	87	3	3	0	0	2		生涯学習 センター	南幌似	1,585									
南 東	11	清 里 2		39	59	2	7	0	0	5													
南 東	11	清 里 3		33	48	3	5	1	3	4													
南 東	11	清 里 4		36	52	1	7	0	0	1													
南 東	11	清 里 5		19	38	5	5	1	0	0													
南 東	11	御手作場		129	237	7	25	0	0	23													
南 東	12	中学校前		5	6	0	0	0	3	0		和 中 学 校	幌 似	1,923									
南 東	12	上 中 南		1	1	0	0	0	0	0		かかし 古里館	南幌似	286									
東南東	13	住鉾国富 社 宅 会		53	101	6	14	0	0	0													
東南東	13	本 村 1		10	15	0	0	0	0	3													
東南東	14	本 村 1		1	2	0	0	0	0	0		東 陽 小 学 校	国 富	1,578									
小 計 (本 村 1)				11	17	0	0	0	0	3													
国 が 決 定 し た 避 難 先 市 町 村 の 避 難 所																							

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。

備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。 ※コングリート屋内退避の集合同所は、避難の集合同所と同じ。

(共 和 町)

位 置		集 落 名	世 帯 人 口					コングリート建物等屋内退避※1			避 難 所			広域避難					
			世 帯 数	総 数	再 入 口 掲 示			(退避集場所)			集 合 場 所	避 難 経 路	名 称			所 在 地	収 容 能 力 (人)		
方 位	距 離 番 号	0 歳 以下			6 歳 以上 18 歳 以下	妊 産 婦	外 国 人	避難行 動要支 援 者	名 称	所 在 地				収 容 能 力 (人)	避 難 方 法			避 難 経 路	名 称
東南東	13	本 村 2	12	21	0	3	0	0	1	東 陽 小 学 校	国 富	1,578	バス 等	別紙図2 による	留寿都村・ 洞爺湖温泉	国 が 決 定 し た 避 難 先 市 町 村 の 避 難 所	バス 等		
東南東	13	本 村 3	9	21	1	2	0	0	0										
東南東	13	本 村 4	30	50	0	5	0	0	6										
東南東	13	本 村 5	23	40	0	5	0	0	3										
東南東	13	本 村 6	30	55	2	3	0	0	3										
東南東	13	本 村 7	37	76	3	9	1	2	3										
東南東	12	本 村 8	1	1	0	0	0	0	1										
東南東	13	本 村 8	14	16	0	0	0	0	8										0
小 計 (本 村 8)			15	17	0	0	0	0	8										1
東南東	13	本 村 9	28	45	0	8	0	0	5										
南 東	12	新 成	4	5	0	0	0	0	1	○ 国 富 地区防災 センター	国 富	558	バス 等	別紙図2 による	留寿都村・ 洞爺湖温泉	国 が 決 定 し た 避 難 先 市 町 村 の 避 難 所	バス 等		
南 東	13	新 成	2	3	0	0	0	0	0										
東南東	11	新 成	2	3	0	0	0	0	0										
東南東	12	新 成	3	5	0	0	0	0	0										
東南東	13	新 成	11	23	0	1	0	0	2										
東南東	14	新 成	2	3	0	0	0	0	0										
小 計 (新 成)			24	42	0	1	0	0	3										
東南東	14	セ ト セ	11	27	1	3	0	0	6										
東南東	15	セ ト セ	2	3	0	0	0	0	1										
小 計 (セ ト セ)			13	30	1	3	0	0	7										

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。

備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものとする。

※コングリート屋内退避の集合同所は、避難の集合同所と同じ。

位 置		世 帯 人 口				コングリート建物等屋内退避※1			避 難													
		世 帯 数	総 数	再 入			退 避 場 所 (退避集合同所)			集 合 場 所			避 難 所									
方 位	集 落 名			0 ～ 5 歳	6 ～ 18 歳	妊 産 婦	外 国 人	避難行 動要支 援 者	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避 難 方 法	避 難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避 難 方 法	広域避難 所	
		0 ～ 5 歳	6 ～ 18 歳	妊 産 婦	外 国 人	避難行 動要支 援 者	名 称															所 在 地
南 東	14	下平9号	1	4	0	1	0	0	0	0		○ 国 富 地区防災 センター	国 富	558								
東南東	14	下平9号	7	10	0	0	0	0	0	1												
小 計 (下平9号)			8	14	0	1	0	0	0	1												
東南東	15	10 号	6	12	0	0	0	0	0	0												
東南東	15	小 沢 7	45	69	4	7	2	0	0	3												
東南東	16	中 平	9	19	0	3	0	0	0	2												
東南東	15	小 沢 1	5	8	0	0	0	0	0	3												
東南東	16	小 沢 1	8	17	0	0	0	0	0	0												
小 計 (小 沢 1)			13	25	0	0	0	0	0	3												
東南東	16	小 沢 2	16	32	1	4	0	0	0	3												
東南東	16	小 沢 3	8	17	0	0	0	0	0	2												
東南東	16	小 沢 4	25	49	1	6	0	0	0	6												
東南東	16	小 沢 6	25	36	2	0	0	0	0	2												
東南東	16	西ヤエニシバ	7	10	0	0	0	0	0	2												
東南東	17	西ヤエニシバ	4	5	0	0	0	0	0	2												
小 計 (西ヤエニシバ)			11	15	0	0	0	0	0	4												
東南東	17	東ヤエニシバ	2	7	0	1	0	0	0	0												
東南東	18	東ヤエニシバ	1	2	0	0	0	0	0	0												
小 計 (東ヤエニシバ)			3	9	0	1	0	0	0	0												
東南東	17	ワ イ ス	1	2	0	0	0	0	0	0												
東南東	18	ワ イ ス	8	21	1	1	0	1	0	1												
小 計 (ワ イ ス)			9	23	1	1	0	1	0	1												
計			2,136	4,141	144	405	31	48	193													
全 町 合 計 (累 計)			2,772	5,382	219	513	53	55	224													

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。
備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。 ※コングリート屋内退避の集合同所は、避難の集合同所と同じ。

表4-1-2 放射線防護施設又はコンクリート建物への屋内退避及び避難に関する資料（UPZ）（岩内町）

位 置		集 落 名	世 帯 人 口				コングリート建物等屋内退避※1			避 難												
			世 帯 数	総 数	再 入 口			退 避 場 所 (退避集合場所)			集 台 場			避 難 所								
					0 歳 以下	6 歳 以上 18 歳 未満	妊 産 婦	外 国 人	掲 掲	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避 難 方 法	避 難 所					
方 位	距 離 番 号																					
南	7	東 山 1 番 地	566	929	15	89	6	1	87	東 小 学 校 (教 室)	岩 内 町 字 東 山 130	1, 987	東 小 学 校 (体 育 館)	岩 内 町 字 東 山 130	700	別 紙 図 2 に よ る	民 間 宿 泊 施 設	札 幌 市		バ ス 等		
南	7	山 地 1 番 地	323	627	14	89	3	37	37	第 一 中 学 校 (教 室)	岩 内 町 字 宮 園 313-20	1, 982	第 一 中 学 校 (体 育 館)	岩 内 町 字 宮 園 313-20	732	別 紙 図 2 に よ る	民 間 宿 泊 施 設	札 幌 市		バ ス 等		
南	6	大 浜 地 1 番 地	81	132	1	9	0	10	15	岩 内 地 域 人 材 開 発 セ ン タ ー (体 育 館)	岩 内 町 字 東 山 18-16	200	岩 内 地 域 人 材 開 発 セ ン タ ー (体 育 館)	岩 内 町 字 東 山 18-16	494	別 紙 図 2 に よ る	民 間 宿 泊 施 設	札 幌 市		バ ス 等		
南	6	大 浜 地 1 番 地	273	490	11	38	0	7	37	東 小 学 校 (教 室)	岩 内 町 字 東 山 1130	1, 987	東 小 学 校 (体 育 館)	岩 内 町 字 東 山 1130	700	別 紙 図 2 に よ る	民 間 宿 泊 施 設	札 幌 市		バ ス 等		
南	6	大 浜 地 14 番 地	129	210	4	19	0	2	12	東 小 学 校 (教 室)	岩 内 町 字 東 山 1130	1, 987	東 小 学 校 (体 育 館)	岩 内 町 字 東 山 1130	700	別 紙 図 2 に よ る	民 間 宿 泊 施 設	札 幌 市		バ ス 等		
南	6	大 浜 地 10 番 地	120	206	8	9	3	0	17	東 小 学 校 (教 室)	岩 内 町 字 東 山 1130	1, 987	東 小 学 校 (体 育 館)	岩 内 町 字 東 山 1130	700	別 紙 図 2 に よ る	民 間 宿 泊 施 設	札 幌 市		バ ス 等		

※1：放射線防護施設又はコンクリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。
備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。

(岩内町)

位 置		集 落 名		世 帯 人 口			コングリート建物等屋内退避※1						避 難								
				世 帯 数	総 数	人		人 口		退 避 場 所 (退避集合場所)			集 台 場 所			避 難 所					
						0歳～5歳	6歳～18歳	妊産婦	外国人	避難行動要支援者	名	所在地	収容能力(人)	名	所在地	収容能力(人)	避難方法	避難経路	名 称	所在地	収容能力(人)
方 位	距 離 番 号																				
南	6	大5番地 9番地 40番地 52番地 77番地 78番地	174	322	20	24	3	2	13		いわない 東保育所	岩内町字 東山82-1	507	バス等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札幌市	バス等			
南	7	万代全域	294	474	7	26	2	6	58		岩内 高等学校 (教室)	岩内町字 宮園43-1	2,814	バス等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札幌市	バス等			
南	7	栄1番地 153番地	185	335	12	30	4	4	28		岩内 高等学校 (教室)	岩内町字 宮園43-1	2,814	バス等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札幌市	バス等			
南	7	栄154番地 258番地	495	897	31	93	6	5	76		第一 中学校 (教室)	岩内町字 宮園313- 20	1,982	バス等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札幌市	バス等			
南	7	七福神 恵比寿館 (入所者)	29	29	0	0	0	0	0		七福神 恵比寿館	岩内町字 栄7-3	56	バス等	施設避難 計画 による	施設避難 計画 による	施設避難 計画 による	施設避難 計画 による			
南	7	高49番地 134番地 192番地 233番地 311番地 363番地	189	294	7	26	3	6	17		岩内 高等学校 (教室)	岩内町字 宮園43-1	2,814	バス等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札幌市	バス等			

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。

備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。

(岩内町)

位 置		世 帯 人 口										コングリート建物等屋内退避※1			避 難									
		世 帯 数		人				口				退 避 場 所 (退避集合同所)			集 合 場 所			避 難 所						
				総 数	再 掲			掲 示			名 称				所 在 地	収 容 能 力 (人)	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避 難 方 法	避 難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)
0 ～ 5 歳	6 ～ 18 歳	妊 産 婦	外 国 人		避難行 動要支 援 者	名	所 在 地	収 容 能 力 (人)	名	所 在 地		収 容 能 力 (人)	避 難 方 法	避 難 経 路										
南	7	台 地 1 番地 48 番地 135 番地 191 番地 234 番地 310 番地	207	385	16	39	6	7	19	2	35	第 二 中 学 校 (教 室)	岩内町字 野東41	2,517	第 二 中 学 校 (体育館)	岩内町字 野東41	904	バス 等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札 幌 市		バス 等	国 が 決 定 し た 避 難 先
			215	366	7	19	1	2	35	老人福祉 センター	岩内町字 清住166	572	老人福祉 センター	岩内町字 清住166	572	バス 等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札 幌 市		バス 等	市 町 村 の 避 難 所		
南	7	御 崎 地 1 番地 6 番地	52	80	0	6	0	0	8	26	○西小学 校(教室)	岩内町字 野東172- 1	2,699	西小学 校(体育館)	岩内町字 野東172- 1	885	バス 等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札 幌 市		バス 等		
南	7	御 崎 地 7 番地 31 番地	181	260	1	7	1	27				岩内町字 野東172- 1	2,699	西小学 校(体育館)	岩内町字 野東172- 1	885	バス 等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札 幌 市		バス 等		
南	7	住 地 清 1 番地 6 番地 39 番地 69 番地 138 番地 230 番地	203	352	7	34	4	1		41	○西小学 校(教室)	岩内町字 野東172- 1	2,699	西小学 校(体育館)	岩内町字 野東172- 1	885	バス 等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札 幌 市		バス 等		
			102	181	3	10	1	5	11				岩内町字 高台6	318	働 く 婦 人 の 家	岩内町字 高台6	318	バス 等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札 幌 市		バス 等	

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。
備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。

(岩内町)

位 置		世 帯 人 口				コングリート建物等屋内退避※1				避 難						避 難 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		世 帯 数		総 数		人		口		口 掲		退 避 場 所 (退避集合場所)		集 合 場 所		避 難		所		広域避難																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
方 位	距 離 番 号	集 落 名		0 歳 以 上 5 歳 未 満	6 歳 以 上 18 歳 未 満	妊 産 婦	外 国 人	避難行 動要支 援 者	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避難 方法	避難 経 路	名 称	

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。

備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。

(岩内町)

位 置	集 落 名	世 帯 人 口				コングリート建物等屋内退避※1			避 難												
		世 帯 数	総 数	再 人 口			退 避 場 所 (退避集合場所)			集 合 場 所			避 難 所								
				0 ～ 5 歳	6 ～ 18 歳	妊 産 婦	外 国 人	避難行 動要支 援者	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避 難 方 法	避 難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	広域避難 避難 方 法	避 難 所
南	9	86	155	1	10	0	3	3	デ イ サービス センター	岩内町字 野東69- 35	213	バス 等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札 幌 市	213	バス 等		バス等		国 が 決 定 し た 避 難 先
南	10	94	138	0	8	0	12	3	いわない 高 原 ホ テ ル	岩内町字 野東505	1,124	バス 等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札 幌 市	1,124	バス 等		バス等		市 町 村 の 避 難 所
南	8	93	102	0	0	0	0	0	○コミュ ニティホ ーム岩内	岩内町字 野東69- 26	150	バス 等	施設避難 計画に よる	施設避 難計画 による	施 設 避 難 計 画 に よ る	施設避 難計画 による	150	バス 等	施設避 難計画 による		先 市 町 村 の 避 難 所
南南西	8	71	114	2	3	1	5	9	○西小学 校(教室)	岩内町字 野東172- 1	2,699	バス 等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札 幌 市	885	バス 等		バス等		市 町 村 の 避 難 所
南南西	9	26	46	2	2	1	0	0	○西小学 校(教室)	岩内町字 野東172- 1	2,699	バス 等	別紙図2 による	民間宿 泊施設	札 幌 市	885	バス 等		バス等		市 町 村 の 避 難 所
南	10	46	47	0	0	0	0	0	○ 岩 内 あけぼの 学 園	岩内町字 野東210	100	バス 等	施設避難 計画に よる	施設避 難計画 による	施 設 避 難 計 画 に よ る	施設避 難計画 による	100	バス 等	施設避 難計画 による		市 町 村 の 避 難 所
全町合計 (累計)		6,387	10,918	253	948	61	152	820			20,177					9,893					

※1：放射線防護施設又はコングリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。
備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。

表 4 - 1 - 2

放射線防護施設又はコンクリート建物への屋内退避及び避難に関する資料（UPZ）

（神恵内村）

位 置		世 帯 人 口				コンクリート建物等屋内退避※1				避 難 所				避 難 所						
		世 帯 数	総 数	再 入 口			退 避 場 所 (退避集合場所)			集 合 場 所		避 難 所		広域避難 所						
				0 歳 以下	6 歳 以上 18 歳 未満	妊 産 婦	外 国 人	避難行 動要支 援 者	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	避 難 方 法	避 難 経 路	名 称	所 在 地	収 容 能 力 (人)	広域避難 方 法
方 位	距 離 番 号																			
北北西	14	神 恵 内 地 区	329	571	10	69	1	1	3	○神恵内村 役 場	神恵内村 81-20	189	神恵内村 役 場	神恵内村 81-20	189		別紙図2 による	札幌市 北区	693	バス等
北北西	16	赤石地区 (1 班)	27	38	0	0	0	0	1	赤 石 集 会 所	大字赤石 村23-1	229	赤 石 集 会 所	大字赤石 村23-1	229		同 上	同 上	229	バス等
北 西	17	赤石地区 (2 班)	28	40	0	0	0	0	2											
北 西	23	珊内地区	30	40	0	0	0	0	0	珊 内 集 会 所	大字珊内 村57番地 27	127	珊 内 集 会 所	大字珊内 村57番地 27	127		同 上	同 上	127	バス等
北 西	26	川白地区	33	51	0	2	0	0	0	川 白 ふれあい センター	大字珊内 村字川白	189	川 白 ふれあい センター	大字珊内 村字川白	189		同 上	同 上	189	バス等
計			447	740	10	71	1	1	6			2,258			2,258					
4 ケ 町 村 合 計 (UPZ)			9,125	16,061	413	1,443	94	201	1,021											
4 ケ 町 村 総 計			10,448	18,460	525	1,648	124	220	1,059											

※1：放射線防護施設又はコンクリート建物への屋内退避を行う場合の施設で、放射線防護施設の場合は、名称の前に○を記載する。

備考：世帯人口及び収容能力については、令和6年12月31日現在のものである。

表４－２ 避難所責任者及び避難誘導責任者

(泊 村)

方 位	距離 番号 km	集 合 場 所 ・ 避 難 先	電話番号	給 食 施設の 有 無	対 象 地 区	対象地区人口	避難所責任者	避難誘導責任者
北北西	1	渋井地区集会所	0135-75-2733	有	渋 井	4		出 納 課 主 任
	2					17		
東南東	2	堀株地区集会所	0135-75-2717	有	堀 株	125		まちづくり政策課 係 長
北北西	2	泊 中 学 校	0135-75-2203	有	渋井・滝の澗	211		教 育 委 員 会 管 理 課 長 補 佐
北	3	泊 村 総 合 福 祉 セ ン タ ー	0135-65-2277	有	茅 沼 〔10 地 域〕	29		健 康 支 援 課 主 幹
					茅 沼 〔炭 鉱 地 域〕	91		
北	3	老 人 ホ ー ム む つ み 荘	0135-65-2255	有	茅 沼 〔老人ホームむ つみ荘入荘者〕	71		住 民 福 祉 課 介 護 保 険 係 長
北北西	3	茅沼地区集会所	0135-75-2004	有	茅 沼 〔10 地 域〕	54		財 政 課 係 長
					茅 沼 〔11 地 域〕	79		
					茅 沼 〔炭 鉱 地 域〕	3		
北北西	3	泊 村 公 民 館	0135-75-3258	有	茅 沼 〔10 地 域〕	8		教 育 委 員 会 社 会 教 育 係
					白 別 〔山の上地域〕	78		
北北西	4	白別地区集会所	0135-75-2351	有	白 別 〔山の下地域〕	64		財 政 課 税 務 係 長
北北西	4	泊 村 ア イ ス セ ン タ ー	0135-65-2578	無	泊 地 域 〔 1 〕	34		泊 村 ア イ ス セ ン タ ー 職 員
					白 別 〔 9 地 域〕	1		
北北西	4	泊地区集会所	0135-75-4150	有	泊 地 域 〔 2 〕	76		地 籍 調 査 室 地 籍 調 査 係
北北西	4	照 岸 ・ 糸 泊 地 区 集 会 所	0135-75-3758	有	泊 地 域 〔 3 〕	28		商 工 観 光 課 農 林 観 光 係 長
	5				泊 〔 3 地域、照岸地域〕	185		
北北西	8	泊 小 学 校	0135-75-2003	無	盃 地 域 〔 5 ・ 6 〕	84		教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長
	9				盃 地 域 〔 6 〕	37		
北北西	9	盃地区集会所	0135-75-2302	有	興 志 内 〔 7 ・ 8 地 域〕	111		建 設 水 道 課 下 水 道 係 長
	10				興 志 内 〔興志内地域〕	16		
						興 志 内 〔茂岩地域〕		

備考：対象地区人口については、令和6年12月31日現在のものである。

方 位	距離 番号 km	集 合 場 所 ・ 避 難 先	電話番号	給 食 施設の有 無	対 象 地 区	対象地区人口	避難所責任者	避難誘導責任者
		黒 松 内 町		有	茅 沼 〔老人ホームむ つみ荘入荘者〕	[71]	住 民 福 祉 課 長 佐 補	住 民 福 祉 課 長 佐 補
		札 幌 市 南 区		有	渋 井	[21]	会 計 管 理 者	出 納 課 主 任
					堀 株	[125]		まちづくり政策課 係 長
					渋 井・滝の澗	[211]		教 育 委 員 会 管 理 課 長 補 佐
					茅 沼 〔10 地 域〕	[29]		健 康 支 援 課 主 幹
					茅 沼 〔炭 鉱 地 域〕	[91]		
					茅 沼 〔10・11・炭鉱地域〕	[136]		財 政 課 係 長
					茅 沼 〔10 地 域〕	[8]		教 育 委 員 会 社 会 教 育 係
					白 別 〔山の上地域〕	[78]		財 政 課 税 務 係 長
					白 別 〔山の下地域〕	[64]		
					〔 1 泊 地 域〕	[34]		泊 村 ア イ ス セ ン タ ー 職 員
					白 別 〔 9 地 域〕	[1]		
					〔 2 泊 地 域〕	[76]		地 籍 調 査 室 地 籍 調 査 係
					泊 〔 3 地域、照岸地域〕	[219]		商 工 観 光 課 農 林 観 光 係 長
					盃 〔 5 ・ 6 地域〕	[121]		教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長
					興 志 内 〔 7 ・ 8 地域〕	[111]		建 設 水 道 課 下 水 道 係 長
					興 志 内 〔興志内・茂岩地域〕	[30]		
		13 施 設				1,420		

備考：対象地区人口については、令和6年12月31日現在のものである。

(共 和 町)

方 位	距離 番号 km	集 合 場 所 ・ 避 難 先	電話番号	給 食 施設の 有 無	対 象 地 区	対象地区人口	避難所責任者	避難誘導責任者
東	3	北 電 体 育 館	0135-74-3403	有	北 電 社 宅 会・ 柏 木	521		生涯学習課長 建 築 係 長
東	4	宮丘地区寿の家	0135-74-3856	有	宮 丘 (旧一・旧三東)	68		農 業 振 興 係 長
東南東	4	北 辰 小 学 校	0135-74-3324	有	宮 丘 (旧 一)	22		産 業 課 主 幹 環 境 整 備 課 主 幹
東北東	5	ピ シ ャ ム ナ イ 会 館	0135-74-3874	有	宮 丘 (旧 二)	61		商 工 観 光 係 長
東南東	5	発足コミュニ ティセンター		有	ヤ チ ナ イ	141		林 業 畜 産 係 長
南 東	5	は ま な す 幼 児 セ ン タ ー	0135-74-3900	有	下 梨 野 舞 納・ 安 達 ・ 松 里	296		土 木 係 長
東南東	6	発 足 克 雪 管 理 セ ン タ ー	0135-74-3001	有	リ 中 ・ 発 足 リ ヤ ム ナ イ	187		医 療 年 金 係 長
南南東	7	西 部 住 民 セ ン タ ー	0135-62-8932	有	上 梨 野 舞 納	177		前田出張所専門員
東	7	リ 3 会 館		有	発 足 リ ヤ ム ナ イ	19		車 輦 長
南南東	7	西 陵 小 学 校	0135-62-5675	有	上梨浜中・上梨太平 あけぼの全域・ 発 美 ・ 老 古 美	1,354		福 祉 介 護 係 長
南 東	8	神 水 会 館		有	神 水	71		道 の 駅 推 進 係 長
南 東	8	中 央 幼 児 セ ン タ ー	0135-73-2116	有	起 業 社 ・ 起 業 社 新 興 ・ 宮 園 ・ 前 中 東 ・ 前 中 西 ・ 前 中 北 ・ 学 田 ・ 大 谷 地 ・ 旭 ・ 睦	528		農 政 係 長
南 東	8	前田地区寿の家		有	岩 崎	84		管 理 係 長
南南東	8	老 古 美 会 館		有	老 古 美	62		給食センター所長
南 東	9	幌 似 構 造 改 善 セ ン タ ー	0135-73-2579	有	神 水 ・ 幌 似	75		(給食センター 業 務 係 長)
南 東	10	かかし古里館	0135-73-2617	有	幌 中 ・ 中 ノ 川 ・ 上 中 南	145		(生涯学習課長)
南南東	10	西 老 古 美 会 館	0135-62-6429	有	西 老 古 美	51		管理課総務係長
南 東	11	共 和 町 生 涯 学 習 セ ン タ ー	0135-73-2058	有	幌 似 ・ 幌 駅 中 ・ 清 里 全 域 ・ 御 手 作 場	635		学 校 教 育 係 長
南南東	11	学 田 会 館		有	学 田	43		(産 業 課 主 幹)
南 東	12	共 和 中 学 校	0135-73-2333	有	中 学 校 前	6		(林 業 畜 産 係 長)
東南東	13	東 陽 小 学 校	0135-72-1163	有	新 成 ・ 本 村 全 域 ・ 住 鉾 国 富 社 宅 会	461		(農 政 係 長)
東南東	13	国 富 地 区 防 災 セ ン タ ー		有	新 成 ・ 下 平 9 号 ・ セ ト セ	68		生 涯 学 習 係 長
東南東	16	小 沢 地 区 住 民 セ ン タ ー	0135-72-1833	有	小 沢 7 ・ 下 平 10 号	81		(小沢出張所専門員) (農 業 振 興 係 長)
東南東	16	小 沢 体 育 館	0135-72-1864	有	小 沢 ・ 中 平	179		(給食センター所長)
東南東	18	ワ イ ス 温 泉	0135-72-1170	有	ワ イ ス ・ 東 ヤ エ ・ 西 ヤ エ	47		生 活 安 全 係 長

備考：対象地区人口については、令和6年12月31日現在のものである。

(共 和 町)

方 位	距離 番号 km	集 合 場 所 ・ 避 難 先	電話番号	給 食 施設の有 無	対 象 地 区	対象地区人口	避難所責任者	避難誘導責任者
		留 寿 都 村・ 洞 爺 湖 温 泉		有	北 電 社 宅 会・ 柏 木	[521]		生涯学習課長 建築係長
					宮 丘 (旧一・旧三東)	[68]		農業振興係長
					宮 丘 (旧 一)	[22]		産業課主幹 環境整備課主幹
					宮 丘 (旧 二)	[61]		商工観光係長
					ヤ チ ナ イ	[141]		林業畜産係長
					下 梨 野 舞 納・ 安 達・松 里	[296]		土 木 係 長
					リ 中 ・ 発足リヤムナイ	[187]		医 療 年 金 係 長
					上 梨 野 舞 納	[177]		前田出張所専門員
					発足リヤムナイ	[19]		車 輜 長
					上梨浜中・上梨太平 あけぼの全域 発美・老古美	[1,354]		福祉介護係長
					神 水	[71]		道の駅推進係長
					起 業 社 ・ 起業社新興・宮園・ 前中東・前中西・ 前中北・学田・ 大谷地・旭・睦	[528]	教 育 長 議 会 事 務 局 長	農 政 係 長
					岩 崎	[84]		管 理 係 長
					老 古 美	[62]		給食センター所長
					神 水・幌 似	[75]		(給食センター 業 務 係 長)
					幌中・中ノ川・ 上 中 南	[145]		(生涯学習課長)
					西 老 古 美	[51]		管理課総務係長
					幌似・幌駅中・ 清里全域・御手作場	[635]		学 校 教 育 係 長
					学 田	[43]		(産業課主幹)
					中 学 校 前	[6]		(林業畜産係長)
					新成・本村全域・ 住鉾国富社宅会	[461]		(前田出張所長) (農 政 係 長)
					新成・下平9号・ セ ト セ	[68]		生涯学習係長
					小 沢 7 ・ 下 平 10 号	[81]		(小沢出張所専門員) (農業振興係長)
					小 沢 ・ 中 平	[179]		(給食センター所長)
					ワイス・東ヤエ・ 西 ヤ エ	[47]		(生活安全係長)
		25 施 設				5,382		

備考：対象地区人口については、令和6年12月31日現在のものである。

(岩内町)

方 位	距離 番号 km	集 合 場 所 ・ 避 難 先	電話番号	給 食 施設の有 無	対 象 地 区	対象地 区人口	避難所責任者	避難誘導責任者
南	7	東 小 学 校	0135- 62-0246	有	東山1番地 ～85番地	929		町 民 生 活 課 長
					大浜1番地 ～4番地 大浜53番地 ～76番地	490		
					大浜14番地 ～26番地	210		
					大浜10番地 ～13番地 大浜27番地 ～39番地	206		
					計	1,835		
南	7	い わ な い 東 保 育 所	0135- 62-7555	有	大浜5番地 ～9番地 大浜40番地 ～52番地 大浜77番地 ～78番地	322		い わ な い 東 保 育 所 長
南	7	岩内地域人材 開発センター	0135- 62-2183	無	大浜79番地 ～95番地	132		地場産業サポート センター 所 長
南	7	岩内高等学校	0135- 62-1445	有	万 代 全 域	474		上 下 水 道 課 長
					高台49番地 ～134番地 高台192番地 ～233番地 高台311番地 ～363番地	294		
					栄1番地 ～153番地	335		
					宮園1番地 ～256番地	1,356		
					計	2,459		
南	7	い わ な い 西 保 育 所	0135- 62-1162	有	相生62番地 ～114番地 相生188番地 ～208番地 相生313番地 ～324番地	238		い わ な い 西 保 育 所 長

備考：対象地区人口については、令和6年12月31日現在のものである。

(岩内町)

方 位	距離 番号 km	集 合 場 所 ・ 避 難 先	電話番号	給 食 施設の 有 無	対 象 地 区	対象地 区人口	避難所責任者	避難誘導責任者
南	7	西 小 学 校	0135- 62-0263	有	御崎 1 番地 ～ 6 番地	80		都 市 整 備 課 長
					御崎 7 番地 ～ 31 番地	260		
					清住 1 番地 ～ 6 番地 清住 39 番地 ～ 69 番地 清住 138 番地 ～ 230 番地	352		
					野 東 西小学校グラ ンド付近より 海 岸 部	371		
					敷 島 内 全 域	160		
					計	1,223		
南	7	老 人 福 祉 セ ン ター	0135- 62-3328	有	大 和 全 域	366		水 産 農 林 課 長
南	7	働く婦人の家	0135- 62-7462	有	清住 7 番地 ～ 38 番地 清住 70 番地 ～ 137 番地 清住 231 番地 ～ 262 番地	181		観 光 経 済 課 商 工 振 興 係 長
南	8	第 二 中 学 校	0135- 62-0289	有	高台 1 番地 ～ 48 番地 高台 135 番地 ～ 191 番地 高台 234 番地 ～ 310 番地	385		税 務 課 長
					相生 1 番地 ～ 61 番地 相生 115 番地 ～ 187 番地 相生 209 番地 ～ 312 番地	1,095		
					野 東 岩内町墓園及 び第二中学校 より東側で農 免農道より北 側	442		
					計	1,922		
南	8	第 一 中 学 校	0135- 62-0333	有	東山 86 番地 ～ 185 番地	627		教 育 委 員 会 子 ども 未 来 課 長
					栄 154 番地 ～ 258 番地	897		
					宮園 257 番地 ～ 393 番地	191		
					計	1,715		

備考：対象地区人口については、令和 6 年 12 月 31 日現在のものである。

(岩 内 町)

方 位	距離 番号 km	集 合 場 所 ・ 避 難 先	電話番号	給 食 施設 有 無	対 象 地 区	対象地 区人口	避難所責任者	避難誘導責任者
南	9	デイサービス セ ン タ ー	0135- 61-2046	有	野 東 農免農道より 北側デイサー ビスセンター 東 側 付 近	155		議 会 事 務 局 次 長
南	10	い わ な い 高 原 ホ テ ル	0135- 62-5101	有	野 東 農免農道より 南 側	138		観 光 経 済 課 長
南	7	七福神恵比寿館	0135- 62-2200	有	七福神恵比寿館 (入 所 者)	29		施 設 長
南	7	岩 内 厚 生 園	0135- 62-0729	有	岩 内 厚 生 園 (入 所 者)	54		園 長
南	8	コミュニティ ホ ー ム 岩 内	0135 62-3800	有	コミュニティ ホ ー ム 岩 内 (入 所 者)	102		施 設 長
南	10	岩 内 あ け ぼ の 学 園	0135- 62-9701	有	岩内あけぼの学園 (入 所 者)	47		園 長
		札 幌 市		有	東山 1 番地 ～85番地	[929]	教 育 長	町 民 生 活 課 長
					大浜 1 番地 ～ 4 番地 大浜53番地 ～76番地	[490]		
					大浜14番地 ～26番地	[210]		
					大浜10番地 ～13番地 大浜27番地 ～39番地	[206]		
					大浜 5 番地 ～ 9 番地 大浜40番地 ～52番地 大浜77番地 ～78番地	[322]		い わ な い 東 保 育 所 長
					大浜79番地 ～95番地	[132]		地 場 産 業 サ ポ ー ト セ ン タ ー 所 長
					万 代 全 域	[472]		上 下 水 道 課 長
					高台49番地 ～134番地 高台192番地 ～233番地 高台311番地 ～363番地	[294]		
					栄 1 番地 ～153番地	[335]		
					宮園 1 番地 ～256番地	[1, 356]		

備考：対象地区人口については、令和 6 年12月31日現在のものである。

(岩内町)

方 位	距離 番号 km	集 合 場 所 ・ 避 難 先	電話番号	給 食 施設の有 無	対 象 地 区	対象地 区人口	避難所責任者	避難誘導責任者
					相生62番地 ～114番地 相生188番地 ～208番地 相生313番地 ～324番地	[238]		い わ な い 西 保 育 所 長
					御崎 1 番地 ～ 6 番地	[80]		
					御崎 7 番地 ～31番地	[260]		
					清住 1 番地 ～ 6 番地 清住39番地 ～69番地 清住138番地 ～230番地	[352]		都 市 整 備 課 長
					野 西小学校グラ ンド付近より 海 岸 部	[371]		
					敷 島 内 全 域	[160]		
					大 和 全 域	[366]		水 産 農 林 課 長
					清住 7 番地 ～38番地 清住70番地 ～137番地 清住231番地 ～262番地	[181]		観 光 経 済 課 商 工 振 興 係 長
		札 幌 市		有	高台 1 番地 ～48番地 高台135番地 ～191番地 高台234番地 ～310番地	[424]	教 育 長	
					相生 1 番地 ～61番地 相生115番地 ～187番地 相生209番地 ～312番地	[1, 095]		税 務 課 長
					野 岩内町墓園及 び第二中学校 より東側で農 免農道より北 側	[442]		
					東山86番地 ～185番地	[627]		
					栄154番地 ～258番地	[897]		教 育 委 員 会 子 ども 未 来 課 長
					宮園257番地 ～393番地	[191]		
					野 農免農道より 北側デイサー ビスセンター 東 側 付 近	[155]		議 会 事 務 局 次 長
					野 農免農道より 南 側	[138]		観 光 経 済 課 長

備考：対象地区人口については、令和6年12月31日現在のものである。

(岩 内 町)

方 位	距離 番号 km	集 合 場 所 ・ 避 難 先	電話番号	給 食 施設の 有 無	対 象 地 区	対象地 区人口	避難所 責任者	避難誘導 責 任 者
		(施設避難) 計画による)			七福神恵比寿館 (入所者)	[29]	(施設避難) 計画による)	(施設避難) 計画による)
		(施設避難) 計画による)			岩内厚生園 (入所者)	[54]	(施設避難) 計画による)	(施設避難) 計画による)
		(施設避難) 計画による)			コミュニティ ホーム岩内 (入所者)	[102]	(施設避難) 計画による)	(施設避難) 計画による)
		(施設避難) 計画による)			岩内あけぼの学園 (入所者)	[47]	(施設避難) 計画による)	(施設避難) 計画による)
		16 施設				10, 918		

備考：対象地区人口については、令和6年12月31日現在のものである。

(神恵内村)

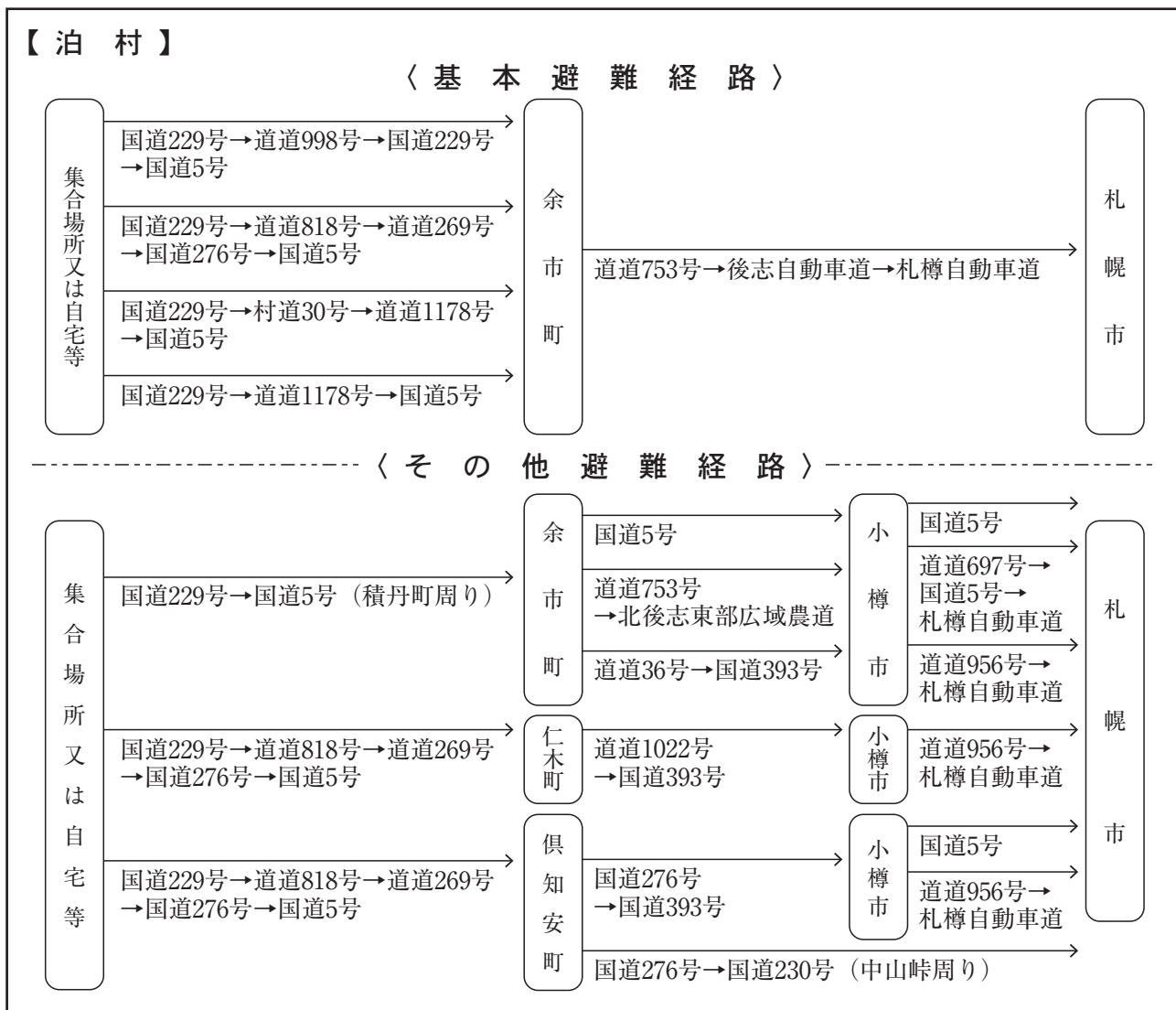
方 位	距離 番号 km	集 合 場 所 ・ 避 難 先	電話番号	給 食 施設の 有 無	対 象 地 区	対象地区人口	避難所 責任者	避難誘導 責 任 者
北北西	14	神恵内村役場	0135-76-5011	無	神 恵 内 (6 ～ 10 班)	571		総 務 課 長
		漁村センター	0135-76-5672	有	神 恵 内 (1 ～ 5 班・14班)			施 設 管 理 者
		神恵内中学校	0135-76-5301	有	神 恵 内 (11 ～ 13 班)			教育委員会次長
北北西	16	赤 石 集 会 所	0135-76-5621	有	赤 石 地 区 (1 班)	38		商 工 観 光 係 長
北 西	17				赤 石 地 区 (2 班)	40		
北 西	23	珊 内 集 会 所	0135-77-6248	有	珊 内 地 区	40		住 民 課 長
北 西	26	川白ふれあい セ ン タ ー	0135-77-6044	有	川 白 地 区	51		福 祉 係 長
		札 幌 市 北 区		有	神 恵 内 (1 ～ 8 班・14班)	[571]	避難誘導責任者	産 業 建 設 課 長
					神 恵 内 (9 ～ 13 班)			教 育 委 員 会 次 長
					赤 石 地 区 (1 班)	[38]		商 工 観 光 係 長
					赤 石 地 区 (2 班)	[40]		
					珊 内 地 区	[40]		住 民 課 長
					川 白 地 区	[51]		福 祉 係 長
		6 施 設				740		
4ヶ町村合計			60施設		対象地区人口		18,460人	

備考：対象地区人口については、令和6年12月31日現在のものである。

図2 基本避難経路一覧

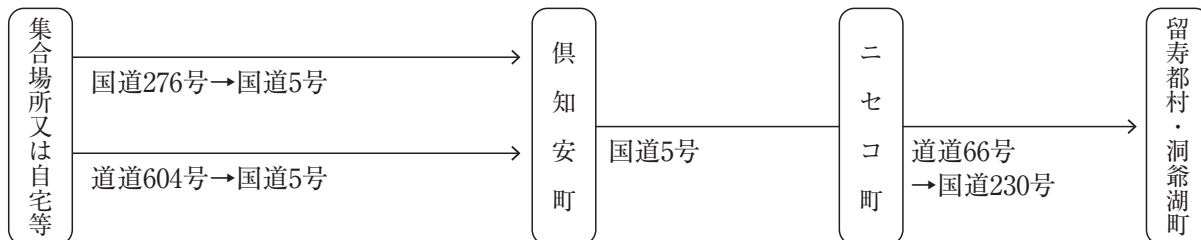


図3 その他避難経路

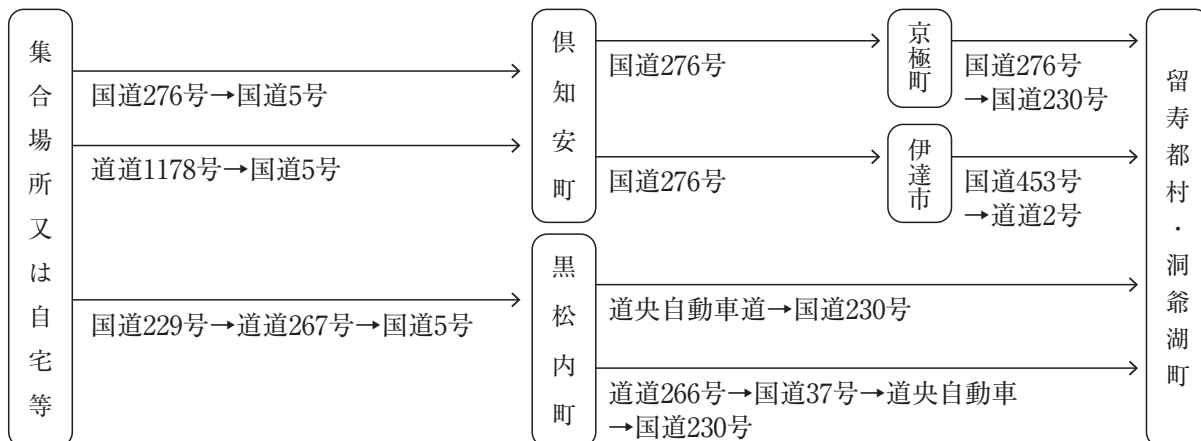


【 共和町 】

〈 基 本 避 難 経 路 〉

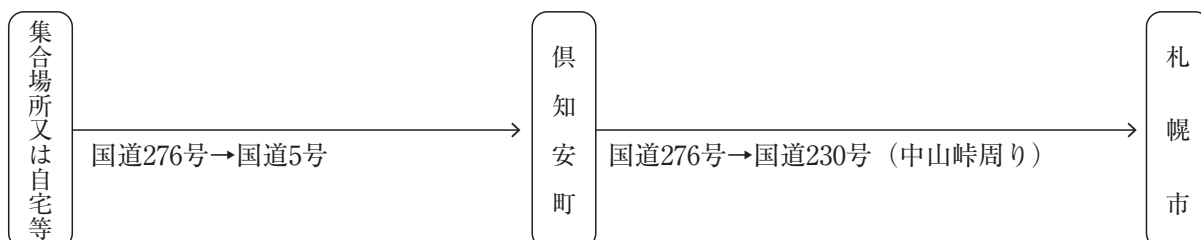


〈 そ の 他 避 難 経 路 〉

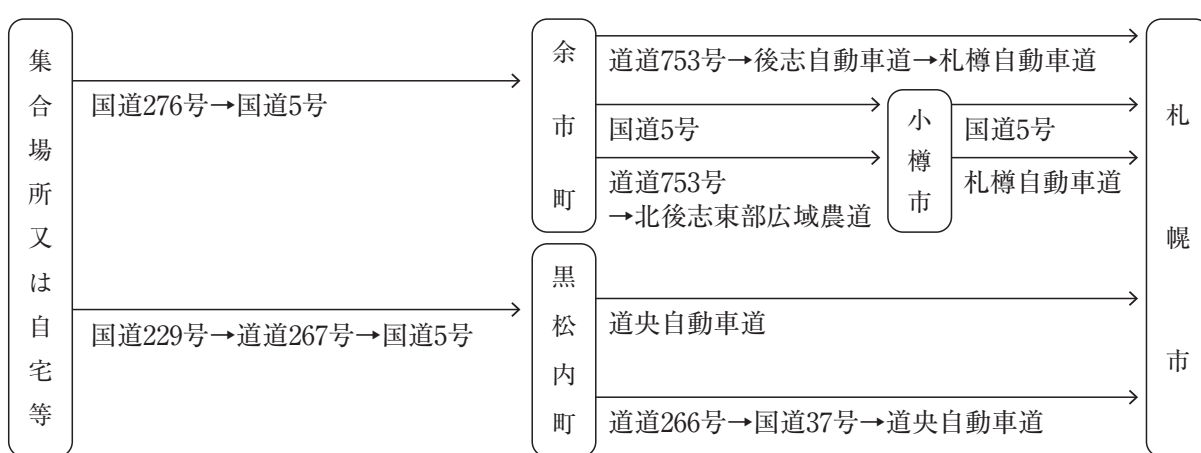


【 岩内町 】

〈 基 本 避 難 経 路 〉

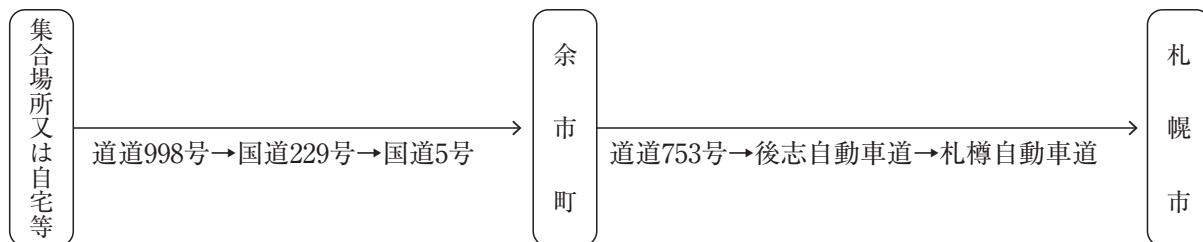


〈 そ の 他 避 難 経 路 〉

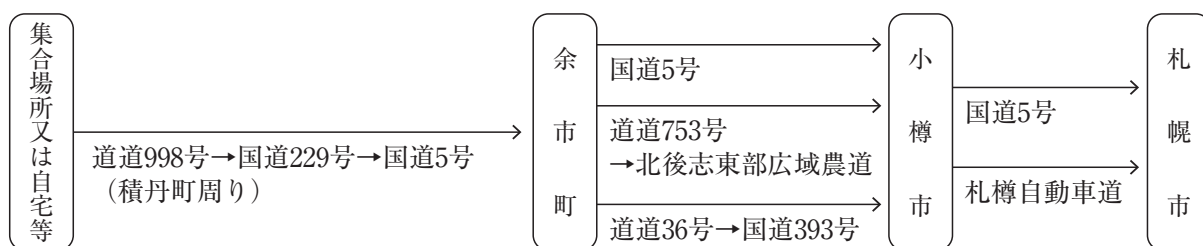


【 神恵内村 】

〈 基 本 避 難 経 路 〉



----- 〈 そ の 他 避 難 経 路 〉 -----



※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「緊急事態区分を判断するEALの枠組み」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。なお、泊発電所1, 2, 3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、次の1に該当する。

別添 1

緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの。

警 戒 事 態 を 判 断 す る E A L (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施 設 敷 地 緊 急 事 態 を 判 断 す る E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全 面 緊 急 事 態 を 判 断 す る E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警 戒 事 態 を 判 断 す る E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施 設 敷 地 緊 急 事 態 を 判 断 す る E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全 面 緊 急 事 態 を 判 断 す る E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「OILと防護措置」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

別添 2

OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。

他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

感染症流行下での原子力災害発生時における対応方針

令和2年12月8日

第1 目的

新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下において原子力災害が発生した場合、道及び関係町村は、必要に応じて次の感染症対策を講じながら防護措置を実施する。

第2 感染症対策

1 バス等における避難時

(1) バス集合場所での対応

ア 受付時にマスクの着用確認や手指消毒を実施するとともに、検温や住民等からの申告により、発熱、咳等の症状がある者や濃厚接触者など感染の疑いがある者（以下「感染疑い者」という。）の確認（以下「健康確認」という。）を行う。

イ 人と人との距離を確保するとともに、感染疑い者とそれ以外の者とはスペースを分離する。

ウ 密集等を避けるため、集合時間帯を分けるなど、必要に応じ住民の集合を分散化する。

(2) 車両内での対応

ア マスクの着用及び手指消毒を実施するとともに、必要に応じて座席の間隔を空けて着席する。また、乗務員と住民との距離を可能な限り離すなど飛沫感染防止策を講ずる。

イ 全面緊急事態以降に避難する場合は、放射性物質が放出される事態に備え、UPZ内を越えるまで原則換気はしない。（自家用車による避難の際も同様。）

ウ 感染疑い者とそれ以外の者については、車両を分けて避難することとし、やむを得ず同一の車両で避難する場合は、十分な間隔を確保する、ビニールシート等で車内を区切る等の対策を講ずる。

また、感染疑い者については、必要に応じて保健所と連携し対応する。

2 屋内退避時

(1) 放射性物質による被ばくを避けるため、屋内退避の指示が出ている間は原則換気はしない。

(2) 放射線防護施設や指定避難所、医療機関や社会福祉施設等での屋内退避に当たっては、マスクの着用確認や手指消毒、健康確認、人と人との距離の確保や、感染疑い者とそれ以外の者とのスペースの分離等の措置を講ずるものとし、これらの実施が困難な場合は、道や関係町村の調整によりUPZ外の避難先へあらかじめ避難を行う。

3 避難退域時検査場所

住民検査及び簡易除染については、感染疑い者とそれ以外の者の分離や人と人との距離の確保などの対策を講ずるものとし、密集を避けるため十分に換気が可能な会場を優先して開設し、必要に応じて検査場所を増設する。

4 安定ヨウ素剤の緊急配布

自家用車による避難の場合には、住民が車両から降車せずに受け取ることを可能とするなど、密集を避けることができる配布方法とする。

5 一時滞在場所及び避難先ホテル等

(1) 受付時に自家用車避難者の健康確認を実施する。また、換気の実施や感染疑い者とそれ以外の者の分離、人と人との距離の確保など、「北海道版避難所マニュアル」等を踏まえた感染症対策を講ずる。

(2) 感染症の流行の状況に応じて、周辺市町村長に対し、感染疑い者専用の一時滞在場所の設置を要請する。

6 その他

(1) マスク着用や手指消毒、自己の健康状態の把握や大声での会話を控える等の基本的な感染症対策の徹底や感染症対策用品の持参等について住民等へ周知するものとする。

(2) 感染が確認された者については、保健所と連携し対応する。

(3) 本方針に定めるもののほか、感染症対策に必要な事項は、国の関係通知等の内容を踏まえて適切に対応する。

泊発電所周辺地域原子力防災計画

(退避等措置計画編)

発	行	:	平	成	元	年	3	月
修	正	:	平	成	2	年	3	月
修	正	:	平	成	3	年	3	月
修	正	:	平	成	4	年	3	月
修	正	:	平	成	5	年	3	月
修	正	:	平	成	6	年	3	月
修	正	:	平	成	7	年	3	月
修	正	:	平	成	8	年	3	月
修	正	:	平	成	9	年	3	月
修	正	:	平	成	10	年	3	月
修	正	:	平	成	11	年	3	月
修	正	:	平	成	12	年	3	月
修	正	:	平	成	13	年	3	月
修	正	:	平	成	14	年	3	月
修	正	:	平	成	15	年	3	月
修	正	:	平	成	16	年	3	月
修	正	:	平	成	17	年	3	月
修	正	:	平	成	18	年	3	月
修	正	:	平	成	19	年	3	月
修	正	:	平	成	20	年	3	月
修	正	:	平	成	21	年	3	月
修	正	:	平	成	22	年	3	月
修	正	:	平	成	23	年	3	月
修	正	:	平	成	24	年	3	月
修	正	:	平	成	25	年	3	月
修	正	:	平	成	25	年	8	月
修	正	:	平	成	26	年	3	月
修	正	:	平	成	26	年	6	月
修	正	:	平	成	27	年	3	月
修	正	:	平	成	27	年	9	月
修	正	:	平	成	28	年	3	月
修	正	:	平	成	28	年	8	月
修	正	:	平	成	29	年	3	月
修	正	:	平	成	29	年	9	月
修	正	:	平	成	30	年	3	月
修	正	:	平	成	30	年	9	月
修	正	:	平	成	31	年	3	月
修	正	:	平	令	元	年	9	月
修	正	:	令	和	2	年	3	月
修	正	:	令	和	3	年	3	月
修	正	:	令	和	4	年	3	月
修	正	:	令	和	5	年	2	月
修	正	:	令	和	6	年	3	月
修	正	:	令	和	7	年	2	月
発	行	:	泊	発	電	所	原	子
	人	:	力	防	災	会	議	協
		:	議	会				